

地方自治法第252条の37第5項の規定により包括外部監査人から提出された包括外部監査の結果報告（外郭団体の財務に関する事務の執行及び事業に係る経営管理について）における指摘及び改善要望事項に対して、西宮市長等より措置を講じた旨の通知がありましたので、同法第252条の38第6項の規定により公表します。

平成26年2月17日

西宮市監査委員	亀	井	健
同	鈴	木	雅一
同	上	田	さち子
同	町	田	博喜

措置の内容

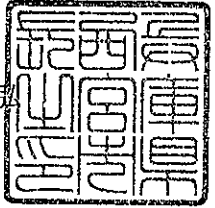
別紙のとおり



西総発第55号
平成26年2月10日

西宮市監査委員 亀井 健 様
同 鈴木 雅一 様
同 上田 さち子 様
同 町田 博喜 様

西宮市長 河野 昌弘



包括外部監査結果報告に係る措置状況について（通知）

このことについて、地方自治法第252条の38第6項の規定により、次のとおり通知
します。

- 1 監査結果報告名 平成24年度 包括外部監査の結果報告
「外郭団体の財務に関する事務の執行及び事業に係る経営
管理について」
西宮市包括外部監査人 公認会計士 芝池 勉
- 2 監査結果提出日 平成25年2月15日 報告外監第1号
- 3 措置状況 別紙のとおり



西教委教総発第119号
平成26年2月10日

西宮市監査委員 亀井 健 様
同 鈴木 雅一 様
同 上田 さち子 様
同 町田 博喜 様

西宮市教育委員会委員長 井ノ元 由紀 様



包括外部監査結果報告に係る措置状況について（通知）

このことについて、地方自治法第252条の38第6項の規定により、次のとおり通知
します。

- 1 監査結果報告名 平成24年度 包括外部監査の結果報告
「外郭団体の財務に関する事務の執行及び事業に係る経営
管理について」
西宮市包括外部監査人 公認会計士 芝池 勉
- 2 監査結果提出日 平成25年2月15日 報告外監第1号
- 3 措置状況 別紙のとおり

平成 24 年度

包括外部監査の措置状況報告書

外郭団体の財務に関する事務の執行及び
事業に係る経営管理について

目 次

第 1	土地開発公社	1
第 2	都市整備公社	4
第 3	文化振興財団	1 5
第 4	西宮スポーツセンター	2 6
第 5	国際交流協会	3 6
第 6	大谷記念美術館	4 3
第 7	職員自治振興会	4 9
第 8	鳴尾ウォーターワールド	5 1
第 9	西宮都市管理	5 7
第 1 0	西宮コミュニティ放送	5 9
第 1 1	シルバー人材センター	6 3
第 1 2	社会福祉協議会	6 6
第 1 3	社会福祉事業団	6 9

第 1 西宮市土地開発公社

1 (意見)

報告書 4 1 頁

【1】(2) 1 . 甲子園浜下水処理場用地の土地活用方針の検討を進めるべき

公社が保有する公有用地は甲子園浜下水処理場用地のみである。用地の取得を行った当初は下水処理場用地として購入したが、下水処理の高度化と、汚泥処理方法の変更（施設内部で処理を計画していたが、県が行う共同処理施設での処理に変更）により、処理場の面積が縮小され、当初の目的での土地利用が見込まれなくなった。

そこで、現在は未利用土地を有効活用すべく、公社は平成 21 年度より平成 31 年 7 月までの 10 年間、事業者と定期借地権設定契約を締結しており、現在はゴルフ練習場となっている。「土地開発公社の経営の健全化に関する計画書」の経営健全化に向けた取組にも記載されているが、契約期間満了までのなるべく早い段階で市としての活用方針を定める必要がある。

また、今後の具体的な方針が定まれば、公社としての中長期的な見通しをもって事業計画等を策定することができる。これに基づき、金融機関からの借入金の返済計画等を策定することができればより有利な条件（期間、金利面）で資金調達をすることにもつながるものとする。

(総務局)

(講じた措置)

【総務局】

当該土地の借地期間が平成 31 年 7 月までとなっております。今後は、全庁的な公共事業用地の需要状況を把握しながら、具体的な活用方法を検討してまいります。

2 (意見)

報告書 4 1 頁

【1】(2) 2 . 今後の用地取得は十分な事業計画の下で実施すべき

土地開発公社が保有する土地は、現在、事業者へ賃貸している甲子園浜の土地と一部の分譲宅地のみである。全国的には土地開発公社はその役割を終えたとして廃止を行う団体も増えてきているが、西宮市では、当面、公社は存続させる方針である。

存続させる理由としては、西宮市では現在も人口が増加しており、保育所や小学校等の施設整備や、比較的規模の大きい街路事業の計画があるが、市では土地開発基金を廃止しており、土地開発公社の他に土地の先行取得機能がないため、土地開発公社がなければ機動的な土地の先行取得ができず、事業の円滑な遂行が困難であるためである。

土地開発公社における今後の用地取得に際しては、事業計画が明確であるものに限る方針であるとのことであるため、引き続きこの方針にそって、長期保有土地が生じることのないように、明確な事業計画を策定するとともに、十分なモニタリングを行うべきである。

(総務局)

(講じた措置)

【総務局】

平成 23 年度からの西宮市土地開発公社経営健全化計画の実施により、公社の長期保有土地の買い戻しを行い、土地開発公社が保有する土地は、旧甲子園浜下水処理場用地の土地と一部の分譲宅地のみとなりました。

今後、公社が公有地の先行取得を行う場合には、債務負担行為の設定等その事業を精査し、公社経営の健全性を損なわないよう監視してまいります。

3 (意見)

報告書 4 2 頁

【1】(2)3 . 全市的な観点から財政負担の縮減を検討すべき

前述のとおり、甲子園浜下水処理場用地は民間事業者に貸与しており年間 96,660 千円の収入を得ている。関連する主な経費としては、借入金利息が 51,071 千円、固定資産税が 38,165 千円である(いずれも平成 23 年度の金額)。間接経費を無視しても当該事業の利益は 7 百万円程度である。

公社の抱える借入金は平成 23 年度末で 4,680 百万円あり、現在は賃貸収入をもとに借入金の返済を行っているが、返済が飛躍的に進むという状況にはない。

公社は市とほぼ一体の組織である。公社よりも市による資金調達の方が金利面からは有利であることが多いため、全市的な財政負担を縮減する観点からは、市が資金調達を行い、公社に調達金利で貸付を行う方法を採用し、全市的な観点から利子負担の軽減を図ることが必要である。

(総務局)

(講じた措置)

【総務局】

当該土地については、土地開発公社が賃貸事業を始めて収益を得ることになったため、それまで行っていた市の貸付けを中止し、民間の金融機関からの借り入れに変更したものであり、賃貸期間中は市による貸付けに変更するのは困難ですが、利子負担の軽減に努めるよう、公社に対して引き続き指導してまいります。

【1】(2) 4 . 公社の借入を市からの貸付に切り替えることが困難な場合は、引き続き資金調達の入札の範囲を拡大し、金利負担の縮減に努めるべき

「土地開発公社の経営の健全化に関する計画書」において、経営健全化のための具体的処置として、短期の資金調達では、引き続き入札を実施し金利負担軽減に努める旨が示されている。

ここで、平成 23 年 4 月に実行した 47 億円の借入れのうち、入札を実施したものは 2 契約 17 億円であり、残る 2 契約 30 億円については随意契約となっている。

【平成 23 年 4 月実行分】

金額	20 億円	10 億円	10 億円	7 億円
期間	702 日	338 日	156 日	156 日
契約方法	随意契約	随意契約	入札	入札
金利	1.475%	0.8%	0.77%	0.77%

現状では、約 30 億円規模の資金調達は随意契約によらなければ引き受け手がないとのことであるが、平成 23 年度における公社の利子負担額は 51,071 千円であり、決して小さいわけではない。仮に、随意契約となっている借入金の利率を 0.1%引き下げることができれば年間 300 万円経費が減少する。

全市的な観点から財政負担の縮減を検討する場合は、前述のとおり、公社の借入を市からの貸付に切り替えることが望まれるが、それが困難である場合は、一契約ごとの金額を細分化するなどし、引き続き金利圧縮のため入札の範囲を広げられるよう交渉を行うことが望まれる。

(総務局)

(講じた措置)

【総務局】

安定的な借入れを確保するため、全ての借入れを入札することは困難な状況ですが、短期借入金だけでなく、長期借入金の一部についても入札を行って、金利圧縮の努力をしており、平成 25 年 3 月 31 日現在の借入れ状況は次のとおりとなっています。

【平成 25 年 3 月末現在】

金額	20 億円	20 億円	6.8 億円
期間	733 日(長期)	731 日(長期)	183 日(短期)
契約方法	随意契約	入札	入札
金利	1.475%	0.5%	0.25%

第2 西宮市都市整備公社

5（意見）

報告書 5 1 頁

【2】(2) 1. 公社との間の西宮市営住宅等指定管理業務の協定内容の見直しを行うべき 精算方法を見直すべき（全額精算方式と一部精算方式）

指定管理料の支払いについて、市と公社の間ではその全額が精算経費となっているのに対し、民間事業者の間では渡し切り経費と精算経費に分かれている。渡し切り経費とされている内容は、主に保全業務運営経費や人件費部分であり指定管理料全体の約3割程度であるが、経費削減に努めた部分については、事業者へ還元される仕組みとなっている。公社については、財団法人という性質上、営利を目的としていないため、全額を精算経費とする方針とされている。

しかしながら、民間事業者であっても市の外郭団体であっても、同じ市営住宅の管理運営をより効率的に行うことができるようなインセンティブの仕組みを導入することは、市にとっても公社にとっても意味のあることであると考えます。公社が指定管理者となる場合であっても、一定の経費削減等のインセンティブが働きやすい指定管理料の支払い方法を導入するよう見直すべきである。

（都市局、政策局）

（講じた措置）

【都市局、政策局】

公社との間の西宮市営住宅等指定管理業務の協定内容の見直しを行うべき 精算方法を見直すべき（全額精算方式と一部精算方式）については、公社が平成25年4月1日より5年間の予定で指定管理者として市営住宅の管理業務を始めたところであり、直ちに取組むことは難しい状況ですが、次期の指定管理者選定時においては、インセンティブが働きやすい支払い方法について導入できるよう、改善を図ってまいります。

5（意見）

報告書 5 2 頁

【2】(2) 1. 公社との間の西宮市営住宅等指定管理業務の協定内容の見直しを行うべき 駐車場管理経費の減額についての条項を見直すべき

市営住宅等指定管理業務の中には、駐車場使用料等収納関係業務が含まれている。ここで、駐車場の管理経費について、平成23年度における市と民間事業者の契約では、「毎年3月末の駐車場使用料の収入額（過年度を含む）が年度協定で定める収入額を下回った場合は、管理経費の減額を行うことができる。」とされており、一定額の収入

(8,000万円)を100万円下回るごとに業者は市へ50万円を支払うこととされている。
一方、市と公社の間の契約にはこのような条項は設けられていない。

指定管理者に対し、駐車場使用料等の収納をより適切に行わせる観点から、このような条項が設けられていると考えられる。駐車場使用料等をより適正に収納させるための観点、指定管理者間での公平性の観点から、公社との契約でも、同様の対応を図ることが必要である。

(都市局、政策局)

(講じた措置)

【都市局、政策局】

公社との間の西宮市営住宅等指定管理業務の協定内容の見直しを行うべき 駐車場管理経費の減額についての条項を見直すべきについてですが、旧南部地区の駐車場使用料の現年度収納率をみると、平成22年度は98.79%、23年度は99.19%、24年度は98.93%と、毎年度99%前後の高い収納率を保っております。

これは公社が長年にわたり、市営住宅等の管理にあたってきたことによるノウハウの蓄積の結果であると考えております。公社は、平成25年4月1日より5年間の予定で指定管理者として、市営住宅の管理業務を始めたところであり、直ちに取り組むことは難しい状況ですが、次期の指定管理者選定時においては、他の指定管理者と同様の内容となるよう、改善を図ってまいります。

5 (意見)

報告書52頁

【2】(2)1. 公社との間の西宮市営住宅等指定管理業務の協定内容の見直しを行うべき 指定管理料の支払方法を見直すべき

市と公社の協定書では、経費の支払いは2ヶ月に1回+3月の計7回の支払いであるのに対し、市と民間事業者の協定書では3ヶ月に1回+4月の計5回の支払いとなっている。事業実施者にとっては、支払回数が多い方が資金的な余裕ができることとなる。同種の内容の指定管理業務を行うのであれば、支払方法についても公平性を確保すべきであり、一方のみを優遇することは適切ではない。

(都市局、政策局)

(講じた措置)

【都市局、政策局】

公社との間の西宮市営住宅等指定管理業務の協定内容の見直しを行うべき 指定管理料の支払方法を見直すべきについては、都市整備公社も民間事業者も同じ取扱いになるよう平成

25年度の年度協定書から見直しを行い、指定管理者については2ヶ月に1回、年6回の支払に統一し、改善を図りました。

6（意見）

報告書53頁

【2】(2)2．非公募による指定管理事業の縮小を進めるべき

市営住宅等の管理運営にかかる指定管理業務について、都市整備公社は、平成18年度からの2年間は市内全域、平成20年度からの5年間は市南部地区（概ね阪急神戸線以南）の管理を行っている。平成18年度からの2年間は非公募で公社が指定管理者として選定されていたが、平成20年度からは市北部地区については公募で指定管理者を選定し、市南部地区については引き続き公社が非公募で指定管理者とされた。また、平成25年度以降は従来の南部地区を更に国道2号で2分割し、全市域を北部地区、中部地区及び南部地区とし、中部地区を非公募で公社を選定し、他の地区を公募で選定する方針とされている。公募の範囲は縮小されているが、引き続き、非公募としている部分についても公募への切り替えを検討すべきである。

（政策局、都市局）

（講じた措置）

【政策局、都市局】

非公募による指定管理事業の縮小を進めるべきについては、都市整備公社は、指定管理者として平成18年度から2年間は約9,900戸を、20年度から約5,700戸を、25年度から約3,000戸の市営住宅を管理し、指定管理者の更新時期ごとに業務範囲を縮小してまいりました。またこの間、民間事業者の管理実績とノウハウの蓄積が進んだことから、次期指定管理者の選定におきましては、市内全域の公募化を視野に入れて検討する予定としております。

7（意見）

報告書53頁

【2】(2)3．収益事業で使用する駐車場等につき、市は適切な賃借料を徴収すべき

都市整備公社の主な収益事業は有料駐車場の運営等であり、駐車場用地等の確保が必要であるが、公社が収益目的で使用する土地・建物の一部につき、次のとおり市有財産である土地・建物を無償で貸付している。

【収益目的で利用する土地・建物の無償貸付】(注)

	施設名	土地・建物別	面積(m ²)	推定時価 (単位:千円)
1	市役所前公共駐車場	建物	12,373.95	1,736,312
2	津田西駐車場	土地	840.85	168,338
3	塩瀬センター駐車場	土地	1,108.03	30,360
4	山口センター駐車場	土地	1,784.41	63,522
5	鳴尾支所前駐車場	土地	383.60	87,223
6	北山緑化植物園駐車場	土地	2,242.00	36,320
7	芦原駐車場	土地	1,935.00	296,829
8	西宮浜産業交流会館・駐車場・テニスコート(一部)	土地	6,635.25	696,038
9	JR 西宮駅南公共駐車場(一部)	土地	1,781.04	498,157
10	甲東園駅前立体駐車場	建物	195.48	297,504
11	西宮浜産業交流会館テニスコート(一部)・西宮浜中公園	土地	5,502.42	577,160
合計				4,487,763

(注) 都市公園法に基づく設置管理許可により使用料を減免している公園駐車場も対象に含めている。

【貸付料試算】 1

推定時価 2,453,947 千円 $\times 0.7 \times 4 / 1,000 \times 12 \times 0.7 = 57,717$ 千円 (土地)

推定時価 2,033,816 千円 $\times 1.0 \times 4 / 1,000 \times 12 \times 1.0 = 97,623$ 千円 (建物)

1: 試算根拠

西宮市公有財産規則第 31 条に基づき、住居以外の用に供する建物又はその敷地の貸付料は当該土地、建物の固定資産税評価額に 1000 分の 4 を乗じて算定することとされているため、これに準じて、貸付料を試算した。

推定時価は概ね固定資産税評価額を 0.7 で除した値であることから、推定時価に 0.7(建物は 1.0) を乗じて固定資産税評価額を試算し、これに 1000 分の 4 を乗じて計算した金額の 12 ヶ月分とした。さらに土地については普通財産の土地貸付料にかかる調整措置要綱に基づき、0.7 を乗じて賃借料とした。

一部の駐車場においては収支が赤字の駐車場もあり、無料時間帯を設け公共施設利用者の利便性の向上に寄与するなど一定の役割を果たしているものの、基本的には有料で施設利用者に貸しており、収益事業等に区分されていることから、本来は適切な使用料を徴収すべきである。監査人が試算する賃借料の減免額は 155,340 千円(年額)である。なお、

市から公社への市役所前公共駐車場の無償貸付については、平成 21 年度の包括外部監査においても指摘がなされており、措置状況が公表されているが、引き続き市は公社と協議しており改善は見られない。

また、団体の今後のあり方や市の補助、委託等を見直す場合には、このような実質的な援助についても考慮する必要があるが、また、情報開示の透明性も高めるべきである。

(政策局、総務局、環境局)

(講じた措置)

【政策局、総務局、環境局】

公共施設に付属する駐車場につきましては、公共施設の利便性や都市交通対策の必要性から行っている事業であり、機動的、柔軟に対応できる外郭団体に委託してきたという経緯がございます。また、これらの施設は、有償では採算がとりにくい施設もあることから、駐車場用地を無償で貸し付けてまいりました。

賃借料を徴収することは、外郭団体の経営状況にも大きな影響を与えることから、外郭団体の今後のあり方を検討する中で対応してまいります。

なお、市から都市整備公社への市役所前公共駐車場の無償貸付につきましては、平成 21 年度の包括外部監査以後、公共駐車場使用料徴収に関する調整会議を行い、都市整備公社に対し一定の使用料の支払いを求めているところですが、都市整備公社の経営状況にも大きく影響を与えることもあり、現在、合意には至っておりません。今後も引き続き都市整備公社と協議してまいります。

8 (意見)

報告書 5 4 頁

【2】(2)4. 公社での市HPのバックアップ保管を見直すべき(総合行政情報化支援事業)

市と公社の保管上の契約において、公社において市HPの予備サイトのバックアップサーバを保管することとされている。

これは当初、市役所本庁舎の停電に備えたバックアップが必要であったことによるものであるが、津波等の災害を想定した場合、市役所と地理的に隣接している公社でのバックアップ保管が必ずしも有効な手段ではない。

よりリスクの軽減が図られるようなバックアップ保管の方法を検討すべきである。

(政策局)

(講じた措置)

【政策局】

西宮市HPでの情報提供を常時継続するため、通常の機器保守点検による停止や、自然災害、障害発生などに備え、西宮市情報センターにバックアップサイトを構築し、予備サイトとして平成21年12月から稼働・公開してまいりました。

本庁舎と西宮市情報センターは地域公共ネットワークの専用回線で結ばれており、高速・大容量かつセキュリティレベルの高い回線を使用することで、データのバックアップを安定して行ってまいりました。

しかし、ご指摘のとおり、バックアップサーバの設置場所、バックアップデータの保管場所について、津波等の災害を想定した場合、西宮市情報センターに保管することは必ずしも有効な手段ではないため、本市のICT業務継続計画（ICT-BCP）の見直しの中で費用対効果を見極めながら、最適な運用方法を検討してまいります。

9（意見）

報告書 55頁

【2】（2）5．長期的な視点で公社が実施する事業のあり方を再検討すべき

公社が実施する事業内容と今後の見通し等を要約すると次のとおりである。

事業名	今後の見通し	事業内容	当期収入合計 (千円)	構成比
西宮浜産業交流会館	-	施設管理	93,332	5.0%
施設管理事業	-	施設管理	13,038	0.7%
特定優良賃貸住宅事業	終了予定	その他	450,437	23.9%
地域情報化事業	-	その他	37,512	2.0%
エスカレーター事業	-	施設管理	1,516	0.1%
植物生産研究センター事業	-	その他	20,811	1.1%
公園事業	-	施設管理	130,289	6.9%
斎園事業	-	施設管理	131,451	7.0%
市営住宅管理事業	平成25年度より 縮小予定	施設管理	568,033	32.5%
市営住宅駐車場事業		施設管理	41,915	
UR浜甲子園住宅等管理事業	平成24年度廃止	施設管理	2,757	
駐車場事業	-	施設管理	265,021	14.1%
墓地葬祭事業	-	物品販売	77,561	4.1%
物品販売事業	-	物品販売	7,088	0.4%
総合行政情報化支援事業	-	その他	42,256	2.2%

特定優良賃貸住宅事業は平成28年～平成30年に順次契約満了を迎え終了が予定されており、市営住宅管理等事業についても縮小が見込まれている。

次に、公園事業、斎園事業、駐車場事業であるが、これらはいずれも施設管理を行う事業であり、他の民間事業者においても同種の事業を行うものが存在している。現状においては、これまでのノウハウ等を生かして、最も各施設を効果的かつ効率的に実施することができるのは、公社であるかもしれないが、将来も引き続き外郭団体が業務を担

うべきであるかについては十分に検討の余地がある。施設管理を行うことを目的とした外郭団体は設立しない方針を定めている自治体もあり、西宮市においても、従前は公社が実施していた市営住宅等事業については民間事業者への拡大を図るなどされており、全国的にもこのような流れは加速している。

地域情報化事業は、インターネットによる情報発信、市民向けのパソコン講座、あるいは、機器の共同利用事業である。事業が開始された平成4年当初は地域情報化を推進する必要性は高かったであろうが、それから約20年が経過し、個人レベルでのパソコン等の機器の使用は随分進み、パソコン講座などは民間事業者等においても各種講座が開設されているし、コピーサービス等も同様である。

事業開始から現在に至るまで、公社事業を取り巻く環境は大きく変化している。これまで市と公社が連携協力し、それぞれの事業を軌道に乗せ安定的な管理運営等の基盤ができた段階であり、また、他に同種の事業を実施する民間事業者が出てきている段階であると考え。このため、これまでどおり、公社が事業実施を継続するのが適当であるかどうかを含め、中長期的な視点で事業の実施のあり方を検討する時期に来ていると考える。

なお、公園事業や斎園事業など一部には引き続き事業を継続する必要があるものもあると思われるが、そのためだけに外郭団体の存続を図ることは非効率である。こうした場合には、当該事業のみを市の直営方式とすることも検討の余地があるものとする。

(政策局)

(講じた措置)

【政策局】

公社は、市が100%出資する外郭団体で、市から職員を派遣するなど、実施する事業の大半が市行政と密接な関連を有しています。これまで、公社は市民ニーズの多様化、複雑化に迅速・柔軟に対応するため、市行政の補完・代替的な機関として重要な役割を担ってきました。

しかしながら、これまで公の施設の管理を地方自治体が外部に委ねる場合は、公共性の確保の観点から、委託先は公共的団体等に限られていましたが、平成15年の地方自治法の改正により、民間事業者にも管理運営を委ねることができる指定管理者制度とされ、管理を行う指定管理者は、公社に限られないこととなりました。加えて、公益法人制度改革などもあり、外郭団体を取り巻く環境は大きく変化しており、また、民間事業者に代替可能な業務も増えてきています。今後とも、公社が実施する事業のあり方については、密接に結びついている市の施策事業との整理や公社職員の処遇について配慮しながら、継続して公社が実施していくことが効果的・効率的であるのかを中長期的な視点で検討してまいります。

【2】(2)6. 中長期的な視点での事業計画を策定すべき

監査を実施した平成 24 年 12 月時点では、公社の中長期的な事業計画は策定されていない。公社が実施する指定管理事業について、平成 25 年度以降も引き続き公社が指定管理者とされるかどうかの市の方針が明確でないことや、公益法人制度改革の下で、当初は公益財団法人への移行を目指すこととしていたものの、一般財団法人への移行へ軌道修正をすることとなるなど、不確定な要素が多く、具体的なビジョンを持つことが困難であったことがその理由である。

まず、第一に、都市整備公社が実施する事業の多くは、そもそも市の要請により始まったものであり、市との関係性が極めて強い団体である。こうした状況を鑑みると、公社が中長期的な計画策定を行うために、市としての方針を早期に示す必要がある。

次に、市としての一定の方針が示されたとしても、現在実施している指定管理事業について、継続できるかどうか等については依然として不確実性がつきまとうことになる。これについては、不確定な要素が多いため、計画を策定できないということではなく、想定される状況を織り込んだ事業計画の策定が必要である。

また、大きな赤字が生じ公社経営を圧迫している特定優良賃貸住宅事業については、平成 28 年～平成 30 年に順次契約期間の満了を迎え、事業が終了することとなるが、契約期間満了が近づくとつれ、住宅入居者の解約が増加し、更に赤字が拡大することも懸念される。現時点では、今後の赤字見込み額の算定が困難とのことであるが、公社は平成 25 年度から一般財団法人への移行を予定しており、今後も外郭団体として存続を図るのであれば、これら赤字となっている事業の状況を踏まえつつ、自主事業の拡大を検討するなど、過度に市に依存することなく、自立的な財政運営を行うことができるような計画の策定が急務である。

（政策局）

（講じた措置）

【政策局】

公社は、平成 25 年 4 月 1 日に一般財団法人に移行を完了し、現在、自主事業として西宮浜産業交流会館事業、特定優良賃貸住宅事業、駐車場事業等を、指定管理事業として市営住宅等管理事業、北山公園事業、斎場事業、墓地・納骨堂事業等を、受託事業として甲子園浜海浜公園事業、地域情報化事業等を実施しています。

これらの事業のうち指定管理事業については全て平成 25 年度より平成 29 年度までの 5 年間非公募で指定管理者として指定されておりますが、平成 30 年度以降の指定管理者の選定等につきましては現段階では市の方針は決まっておりません。また、大きな赤字が生じ公社経営を圧迫している特定優良賃貸住宅事業も平成 28 年度から平成 29 年度にかけて終了いたし

ます。これらのことから、平成 30 年度からの公社の事業体系、組織及び財務状況につきましては大きく変わると見込まれます。

公社の今後につきましては、これまでと同様に、市民ニーズの多様化、複雑化に対応し市行政の補完・代替的な活動をしてまいりますが、上記の様に公社事業は多岐に亘るため政策局の調整のもと、それぞれの市関係部署と協議のうえ外郭団体として中長期的なビジョンを検討してまいります。

11 (意見)

報告書 57 頁

【2】(2)7. 特定優良賃貸住宅の空家率の改善に努めることが必要(特定優良賃貸住宅事業)

公社が管理する住宅は、平成 9 年に管理を開始した物件がほとんどであるため、平成 29 年に集中的に契約期間が満了するが、契約期間満了後の民間賃貸住宅への移行を前にして、入居率の低下が懸念される。

今後、契約期間満了までの公社の取り組みが当該事業収支を左右することとなる。

直近 3 年間の空家率を見ると、平成 22 年度から平成 23 年度にかけては家賃の見直し等により空家率はかなり改善しているが、一部には空家率が高いものもある。

また、市では、市営住宅に入居している収入超過者や高額所得者に対して、必要があると認める場合に、他の適当な住宅の斡旋等を行うものとされており、公社の特定優良賃貸住宅の斡旋を行った事例もあるが、成約に至ったものはない。今後も、公社は市営住宅担当部局と連携し、特定優良賃貸住宅への入居斡旋を図るとともに事業者等との交渉も進め、空家が増加することがないように対策を講じていくことが重要である。

(都市局、政策局)

(講じた措置)

【都市局、政策局】

公社が管理する特定優良賃貸住宅については、入居者の負担額が毎年上昇する制度上の問題や厳しい経済状況の影響等から、空き家が増加したため、平成 18 年 10 月から、各団地の空き家状況に応じた特別減額を実施するなど各種の空き家対策を行い、一定の成果をあげているところです。今後、住宅の借上げ契約期間の満了を前に更なる空き家の増加が懸念されるため、市営住宅担当部局と連携しながら、更に効果的な空き家対策を検討・実施してまいります。

【2】(2)8. 西宮浜産業交流会館会議室等の有効活用を検討すべき(西宮浜産業交流会館事業)

公社が自主事業として実施している、西宮浜産業交流会館の貸会議室等の利用状況は次のとおりである。

会議室の稼働率は、平成23年度は12.1%～29.4%と低水準であり、使用料収入についても1,601千円にとどまる。

平成25年度以降は一般財団法人への移行も予定されており、自主事業の拡大により経営基盤の強化を図ることが必要である。会議室以外への用途変更も含め、より有効に施設が活用され、収入確保につながる方法を検討すべきである。

【西宮浜産業交流会館会議室等利用状況】

区 分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	基本使用料 (円)	
ホ ー ル	使用回数(回)	107	157	139	午前	4,600
	稼働率	9.9%	14.6%	12.9%	午後	6,100
	金額(円)	655,200	1,022,700	866,800	全日	15,300
A 会 議 室	使用回数(回)	170	264	317	午前	800
	稼働率	15.8%	24.5%	29.4%	午後	1,000
	金額(円)	145,000	225,400	289,200	全日	2,600
B 会 議 室	使用回数(回)	209	179	225	午前	600
	稼働率	19.4%	16.6%	20.9%	午後	800
	金額(円)	156,300	126,300	159,400	全日	2,000
C 会 議 室	使用回数(回)	148	173	130	午前	2,100
	稼働率	13.7%	16.1%	12.1%	午後	2,800
	金額(円)	355,300	395,800	286,200	全日	7,000
合 計	金額(円)	1,303,200	1,752,900	1,582,400		
	キャンセル料(円)	8,600	17,300	19,200		
	合計金額(円)	1,311,800	1,770,200	1,601,600		

基本使用料については一部の時間帯についてのみ記載している。

午前:午前9時～正午、午後:午後1時～午後5時、全日:午前9時～午後9時

(政策局)

(講じた措置)

【政策局】

西宮浜産業交流会館には3会議室とホールがあり、平成23年度の稼働率は、高い会議室でA会議室が29.4%、低い会議室はC会議室で12.1%です。

稼働率が低い理由は、西宮浜産業交流会館が駅から遠いことが大きな要因です。なお、使用料につきましては不動産鑑定士に賃料調査を依頼し、これをもとに平成20年度に従来の利用料金の約44%とする料金設定を行い現在に至っております。

確実な料金収入を確保するには、会議室の一部を賃貸物件として事務所などの用途に変更することも考えられますが、西宮浜産業交流会館の設立趣旨である西宮浜の地区センターとしての役割があること、また、稼働率が低くても複数のリピーターがあることも念頭に置き、用途変更すべきかどうかについて今後検討してまいりたいと考えております。

第3 西宮市文化振興財団

13 (結果)

報告書 65 頁

【3】(2)1. 収益事業である施設貸付等事業の改善を図るべき

フレンテ西宮 4 階部分の賃貸を行う施設貸付等事業は公益財団法人化によって収益事業等会計に位置づけられているが、平成 23 年度は当期 1,330 千円の赤字となっており、平成 24 年度予算においても 350 千円の赤字を想定している。

収益事業は公益法人本来の目的である公益目的事業を支援するために実施するものであり、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律においても、収益事業等が公益目的事業の支障にならないよう定めている（第 5 条第 7 号）。したがって、公営財団法人として今後も活動していくには、収益事業等の改善が求められる。

収益事業等の改善を図るために文化振興財団が実施すべき具体的な方策としては、運営上過大な負担となっている固定資産に対する適切な会計処理や賃貸料の値上げ等が考えられる。

(産業文化局)

(講じた措置)

【産業文化局】

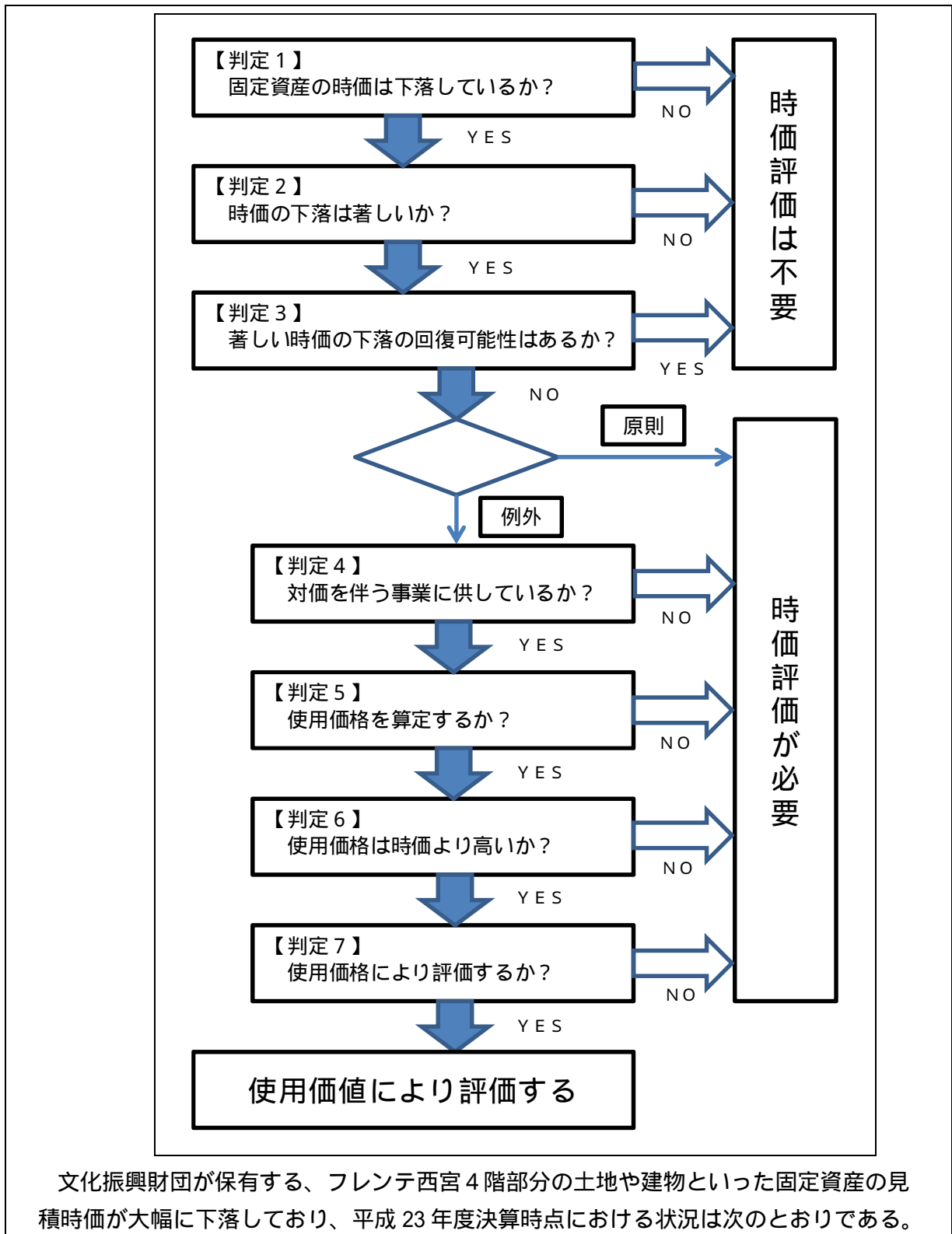
フレンテ西宮 4 階部分について、平成 24 年度末に減損会計を適用したことにより減価償却費が大幅に縮減されました。この結果、収益事業等会計全体の当期経常増減額は平成 23 年度 1,254 千円の赤字から平成 24 年度 4,259 千円の黒字となり、収益事業等会計については一定の改善が図られました。今後とも、安定的な財団の運営に向けて賃貸料の確保等に努めてまいります。

14 (結果)

報告書 65 頁

【3】(2)2. 公益法人会計基準に準拠し、減損会計を適用すべき

文化振興財団は公益法人会計基準に準拠して財務諸表を作成しているが、公益法人会計基準に関する実務指針（その 3）では次のような固定資産の減損の手続が定められており、固定資産の時価の下落が著しく、回復可能性がなければ、原則として減損会計を適用し、時価をもって貸借対照表価額としなければならないとされている（公益法人会計基準第 2.3(6)）。



科目	A	B = A ÷ 70%	C	D = B - C	B / C
	課税標準額 (千円)	見積時価 (千円)	帳簿価格 (千円)	差額 (千円)	
土地	90,820	129,742	327,329	197,587	39.64%
建物	127,789	182,555	409,643	227,088	44.56%

文化振興財団は固定資産の課税標準額を時価の70%とみて見積時価を算定している。

なお、文化振興財団が把握している上記の情報は課税標準額であり、正確な時価情報を入手したわけではない。減損会計の適用にあたってはこれら対象資産の収益性や不動産鑑定士の評価等の情報入手も必要であり、最終的には減損会計の適用が回避される可能性もある。

しかし、文化振興財団は従前から公益法人会計基準に準拠して財務諸表を作成している以上、毎決算期において上記プロセスを考慮しながら決算手続を実施すべきであり、経営環境は近年ほぼ変化がないことから、本来は平成23年度以前に減損会計の適用を検討すべきであったと考えられる。

決算時には上記プロセスを検討し、減損が生じている状況においては必ず減損会計を適用し、減損損失を計上すべきである。

(産業文化局)

(講じた措置)

【産業文化局】

平成25年1月にフレンテ西宮4階部分について、不動産鑑定士の評価を受け、時価等について正確な情報を得ました。この結果、時価が帳簿価格より50%以上下落していることが認められたため、次のとおり平成24年度末に減損処理を行いました。

(単位：千円)

区分	取得価額	23年度末 帳簿価格	時 価	減損損失額	減価償却 累計額	24年度末 帳簿価格
土地	327,329	327,329	157,480	169,849	-	157,480
建物	590,264	409,643	152,520	257,123	184,781	148,360
合計	917,593	736,972	310,000	426,972	184,781	305,840

15 (意見)

報告書67頁

【3】(2)3. フレンテ西宮4階部分は購入時のみならず、現在も賃借料等として市から多額の資金が投入されているため、市以外の第三者への賃貸を行うなど、市の実質

的負担を減らすよう努力すべき

フレンテ西宮 4 階部分には絵画や美術品の展覧会等に使用されるギャラリー部分の他、賃貸スペースがあり、賃貸スペースの契約状況は次のとおりとなっている。

賃借人	面積 (平米)	月額賃料 (円)	年額合計 (円)
西宮市	110.33	275,750	3,309,000
国際交流協会	353.70	884,250	10,611,000
N H K 学園	232.87		

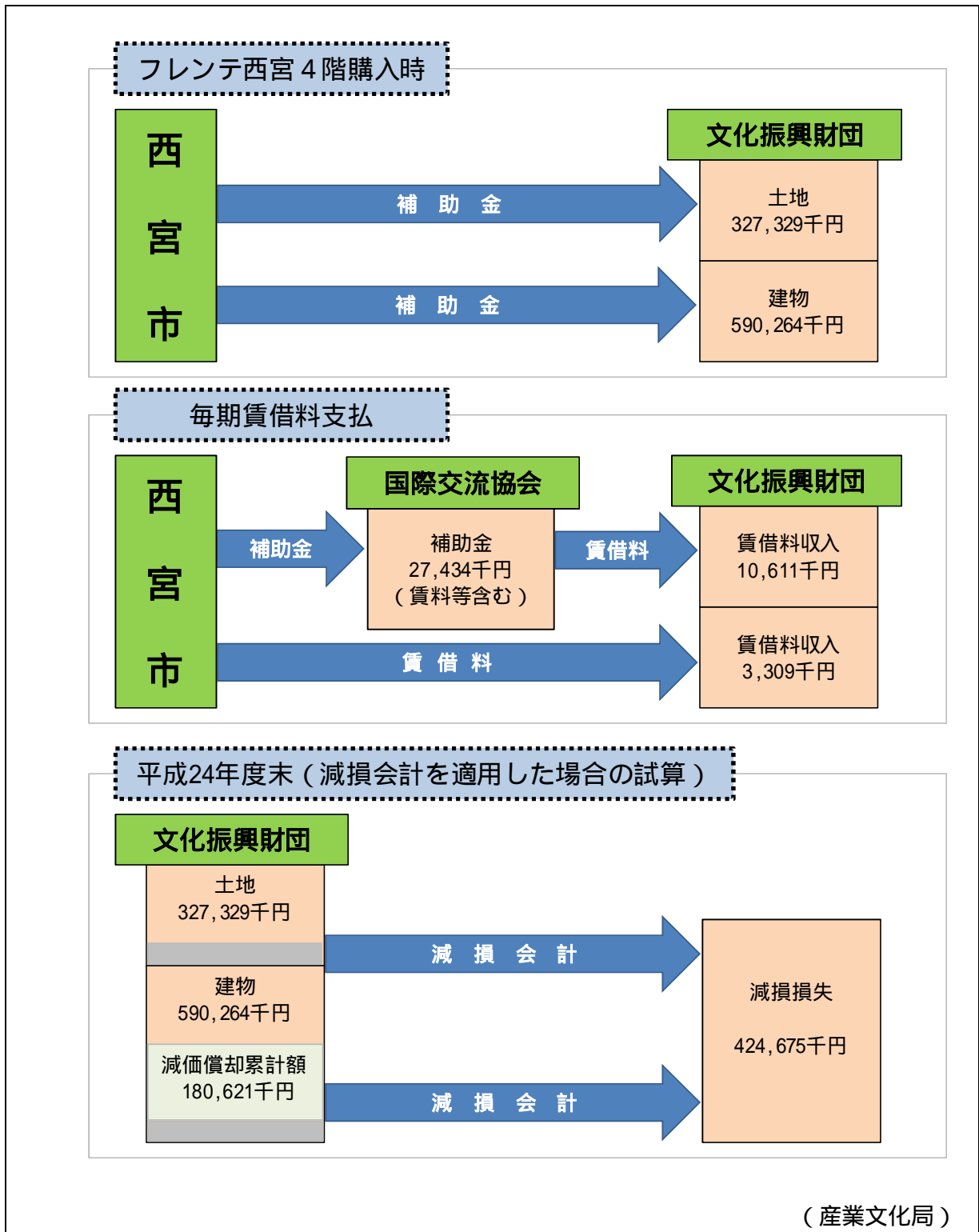
N H K 学園は市外部の団体であるため、詳しい賃料は省略する。

このうち国際交流協会の賃料等は市からの補助金で支払われているため、施設貸付事業の収入の約 6 割が市からの収入となり、市外部からの収入は 4 割に満たない状況である。

フレンテ西宮は、J R 西宮駅前の再開発事業により整備され、市は 4、5 階を市民の文化交流活動を支える文化ゾーンとして位置づけ、5 階部分を西宮市フレンテホールとして所有している。4 階部分については、5 階のホールと一体的な運営ができ、文化振興財団の芸術文化に関する自主事業について、賃料収入という安定的な収入を確保するため、文化振興財団が全額市の補助金によって取得したものである。

フレンテ西宮 4 階部分については、取得時に土地・建物合わせて 917,593 千円の補助を市から受けており、その後も賃料等として每期 13,920 千円の補助を受けていることになる。その上、平成 24 年度末に文化振興財団が減損会計を適用した場合、平成 24 年 11 月現在の試算で 424,675 千円の減損損失の計上も予想されている。

フレンテ西宮 4 階部分に関する市の補助や文化振興財団の損失の状況をまとめると次のとおりである。これらの負担は実質的にすべて市の方針にそって行われているため、市と文化振興財団は協力して民間事業者への賃貸を行うことを検討するなど、市の実質的負担を減らすように努める必要があると考える。



(講じた措置)

【産業文化局】

フレンテ西宮 4,5 階部分は市民の文化交流活動を支える文化ゾーンのひとつとして位置づ

けられており、4 階部分については市の施策として財団が保有した経緯があります。

財団会計では、当該不動産のテナント部分は公益事業会計を支えるための収益事業等会計に位置づけられております。今後とも、必要なテナントの確保により安定的な収入確保に努めてまいります。

【3】(2)4. 指定管理業務の経費積算にあたり、公益法人会計システムの保守料や会計端末借上料は指定管理者業務分のみ負担させるべき

文化振興財団は、平成 23 年度の西宮市民会館指定管理業務事業報告書において法人会計端末借上料 648 千円、公益法人会計システム保守 278 千円を管理運営事業費の一部として計上している。これらの費用は指定管理者業務のみならず法人の活動全体にかかる費用であるから、指定管理者業務分のみ計上し、その他の部分は文化振興財団自身が負担すべきである。

文化振興財団によると、文化振興財団はすべての事業の会計処理を公益法人会計システムで実施しており、これらの費用はそのシステムに関わる端末借上料と保守料であるとのことである。

文化振興財団の事業の中でも市民会館管理運営業務に関わる事務が最も大きな割合を占めるため、全額を西宮市民会館の管理運営事業費に計上したとのことであるが、文化振興財団は収益事業等多様な事業を実施しており、市の文化振興施策に関連のない部分の費用まで市に負担させるのは不適切である。

文化振興財団の試算では西宮市民会館指定管理業務にかかる業務割合は約 41%とのことであるが、西宮市フレンテホールの指定管理業務やなるお文化ホールの委託業務にも、これらのシステムが使用されている。

これらの市の文化振興施策に関連する業務に適切に按分した上で、残りの収益事業等に配分された金額については文化振興財団の負担とし、対応する指定管理料の算定方法の見直しを実施すべきである。

(産業文化局)

(講じた措置)

【産業文化局】

平成 24 年度より、法人会計端末借上料 648 千円及び公益法人会計システム保守料 278 千円を各予算規模に応じた割合で下記のとおり配賦を行いました。

(単位：千円)

区分	合計	自主事業	受託事業	市民会館	フレンテ ホール	東高校 ホール	施設等事業	法人管理費
賃借料	648	65	110	259	78	78	32	26
保守料	278	28	47	112	33	33	14	11

17 (意見)

報告書70頁

【3】(2)5. 引き続き市民との参画と協働の促進、市民の人材活用を促進するような取組を進めるべき

文化振興財団については、市が進める市民等との参画と協働によるまちづくりに基づく文化振興施策を補完する上で、市とも連携し今後も引き続きその役割を担っていくことが重要であると考えます。

既に文化振興財団では、まちかどコンサートやプラス・フェスティバル、野外アートフェスティバル、にしのみやなないろの音楽だよりなどにおいて実行委員会形式として市民参画型事業を行っているほか、協働事業提案(地域文化芸術振興部門)や市民が文化イベントを開催するためのスキルの習得、向上を図るイベント企画実践講座などを開催している。

文化振興財団は、引き続きこうした事業の充実を図り行政と市民の協働を進める際の中心的な役割を担うことが望まれる。

(産業文化局)

(講じた措置)

【産業文化局】

財団では「西宮市参画と協働の推進に関する条例」の考え方に基づき、市民が企画段階から参加する市民参画型事業や、市民と行政がそれぞれ役割を果たしながらともに実施する協働事業、また市民の人材活用を促進する取り組みを行っております。

今後も引き続き、こうした事業の充実を図り、市と連携し行政と市民の協働を進める際の中心的な役割を担ってまいります。

18 (意見)

報告書71頁

【3】(2)6. 事業の収支を予測し、安定した経営を行うための中長期計画を作成すべき

文化振興財団が実施する多くの事業は市からの受託料、補助金等で賄われているが、市の予算は単年度で編成されるため、市の予算確定をもって毎年事業計画を作成しており、中長期の計画は作成していない。

単年度の受託料や補助金は、文化振興財団単独で予測することはできないが、自主財源による収入や収益事業等による収入・支出は予測可能であり、そのような予測に基づき経営を行えば安定した運営が可能となると思われる。

特に文化振興財団はフレンテ西宮 4 階部分の土地、建物といった固定資産について減損処理を行うべきであるが、当該処理に際しては対象資産から生じるキャッシュ・フローを適切に見積もり、使用価値を算定することが求められる場合もある。その際にも中長期の経営予測や経営計画は重要な資料となる。

文化振興財団は市の外郭団体とはいえ、独立の公益認定を受けた公益財団法人である。今後は市への依存度を低くする必要もあることから、一定の期間においてどのような活動を行い、財団を安定して運営していくためには、どの程度の活動資金が必要であるかを示す必要があると思われる。

(産業文化局)

(講じた措置)

【産業文化局】

財団の活動は市の文化施策や方針と密接不可分であり、市の公益財団法人として、市の重要な文化施策の一翼を担っていく必要があり、今後とも安定的な財団運営が必要です。

平成 23 年度に公益法人に移行しましたが、今後数年間の決算状況が揃った段階で、指定管理者制度の今後のあり方や公益法人制度の状況なども十分に注視しつつ、中長期計画について市と協議の上、研究してまいります。

19 (意見)

報告書 71 頁

【3】(2)7. 西宮コミュニティ放送への委託料は料金表と比較して合理的な金額を支払うべき

文化振興財団は市民会館管理運営事業において、イベント案内のスポットコマーシャルと週 3 回の広報番組を放送するために、西宮コミュニティ放送に対して 2,224 千円 (税込、以下同じ) を支払っている。

この委託料は、スポット (40 秒) のコマーシャルを年 12 回制作の上、毎週 3 回放送し、5 分番組を年 24 回制作の上、毎週 3 回放送することに対するコマーシャル・番組制作料と放送電波料であるが、5 分番組の放送電波料については毎週 3 回のうち 1 回分を無償でサービスを受けているほか、長期契約割引として約 238 千円の割引を受けている。

一方西宮コミュニティ放送ではコマーシャル・番組制作料や放送電波料について、次のような料金表を作成しており、長期契約割引についても、コマーシャルや5分番組を所定の回数以上放送する契約においては、放送回数に応じて放送電波料を一定割合割引している。

1. タイム料金（番組1回あたり）		
番組時間	放送料（円、税込）	制作料（円、税込）
5分	5,250	ご相談ください。
10分	9,240	
15分	13,650	
20分	16,275	
25分	18,375	
30分	21,000	
2. スポット料金（CM1回あたり）		
番組時間	放送料（円、税込）	制作料（円、税込）
20秒	3,150	1種類 15,750円～
30秒	4,200	
60秒	8,400	

西宮コミュニティ放送ホームページより抜粋（平成24年12月現在）。
スポット料金は基本3種類であり、超過秒数は追加料金が発生する。

文化振興財団はコマーシャルが年100回以上、5分番組についても年50回以上と多数回放送しているため、長期契約割引の表においては、最も高い割引率が適用される。

文化振興財団を通じて入手した西宮コミュニティ放送の料金表、長期契約割引の表を考慮して監査人が見積もると、27千円以上の委託料が節減される計算となった。

西宮コミュニティ放送は市の外郭団体とはいえ、民間企業であるから営利を追求するのは当然であるが、文化振興財団は指定管理者として、市民会館管理運営事業を実施しているのであるから、より合理的な契約内容とすることが求められる。

少なくとも、このような標準的な価格表がある取引については、担当者が事前に価格表を入手し、見積り表の価格と標準価格の比較を実施した上で、より有利な取引条件となるよう交渉を行うべきである。

（産業文化局）

(講じた措置)

【産業文化局】

平成 25 年度の契約について協議を行いました結果、平成 24 年度に比べて 78 千円の減額となる 2,150 千円で契約しました。今後とも、有利な取引条件となるような交渉に努めてまいります。

20 (意見)

報告書 73 頁

【3】(2)8 . 職員の勤務体制の改善を図るべき

文化振興財団は事務局長以下 23 名の職員で実際の運営がなされており、市職員との兼務職員、市からの派遣職員、文化振興財団で採用された財団職員からなる。

このうち、平成 24 年 9 月末現在、文化振興財団に所属する 11 名 (育児休業中の職員、時間外や休日出勤が原則ない嘱託職員を除く) の出勤簿を閲覧したところ、次のように休日出勤が多く、その代休取得率が低い状況にあった。

	平均有給休暇 取得日数	平均休日出勤 回数	代休取得率
総務課	10.6日	8.4回	47.2%
事業課	6.3日	25.2回	13.2%

休日出勤時間に応じて、代休取得時間が付与される。

文化振興財団の事業は会館やホールの管理・運営の他、音楽や演劇等の公演も多く、その事業の性質上休日出勤が多くなるのもやむをえない状況である。上記の表のように、事務を担当する総務課の職員は有給休暇が比較的取得しやすく、休日出勤も少ないが、事業を担当する事業課の職員は有給休暇が取得し難い上に、代休取得率が 13.2% と低くなっている。

文化振興財団によれば、平成 24 年度に入って、事業課の職員が人事異動により 2 名入れ替わり、さらに 1 名が産休を取得し、代替の臨時職員で対応しているため、内部事務の引継ぎや業務の習熟期間が必要となり、代休が取得できなかったと説明している。

代休の取得は職員の健康衛生上、必要な措置であるし、休日出勤によって生じる各種手当等の支出を抑えることにもつながる。今後は、事業を担当するプロパー職員を対象にフレックスタイム制を導入するなどして、勤務時間や勤務体制の見直しを検討し、効率的な職員の配置を実施することによって、休日出勤を減らし、やむをえず休日出勤をした場合には必ず代休を確保できるような運営を行うべきである。

(産業文化局)

(講じた措置)

【産業文化局】

文化事業の性格上、特に事業課を中心に休日出勤が多くなります。人事異動や育児休業等の事情や、制度上休日出勤した全てが代休取得できるものではない仕組みもあることから、代休を全て確保することは困難ですが、職員の健康管理の点などにも十分留意して、可能な限り代休取得に努めてまいります。

2 1 (結果)

報告書 7 4 頁

【3】(2)9. 賞与引当金の計算誤り

賞与引当金の算定については、公益法人会計基準に関する実務指針(その2)に計算例があり、期末時に翌期に支給する職員の賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額について、当期の費用として引当計上する必要があると定められている。

しかし、平成23年度に計上されている賞与引当金473千円は、翌期の支給額が947千円、支給対象期間が平成22年12月～平成23年5月なのに対して、3か月分の計上に止まっている。本来は4か月分631千円の計上が必要であり、158千円の引当不足となっており、賞与引当金の計算に誤りがみられた。

前述の減損会計や賞与引当金の計算など、公益法人会計基準に照らし、会計処理の漏れや誤りが見受けられたが、経営成績や財政状態を正確に把握するためには、適切な財務諸表を作成することが必要不可欠である。文化振興財団は会計に対する知識の蓄積や会計の専門家の関与を増やすなど適切な会計処理及び財務諸表の作成を行うことができるような体制の強化を図るとともに、西宮市としてもそのような体制作りを指導することが必要である。

(産業文化局)

(講じた措置)

【産業文化局】

平成24年度より、夏期賞与の支給額算定期間となる4か月分631千円の賞与引当金の計上を行いました。今後とも研修などを通じ、会計に対する知識の蓄積を図り、より適切な会計処理に努めてまいります。

第4 西宮スポーツセンター

22 (意見)

報告書79頁

【4】(2)1. 市立体育館や運動公園の指定管理者の選定は、民間事業者に門戸を開くために公募範囲を拡大すべき

市立体育館や運動公園は市スポーツ推進課と公園緑地課が所管し、指定管理者を選定しているが、平成20年度から24年度までの西宮市立運動施設指定管理(平成23年度の契約額226,346千円)と西宮市有料公園施設指定管理(同59,552千円)の選定は非公募で実施され、平成19年10月に有識者等からなる市運動施設・有料公園施設指定候補者選定委員会が管理運営計画や維持管理計画、収支計画等を評価し、西宮スポーツセンターに決定した。

市は指定管理者制度運用指針を策定し、指定管理者制度の導入にあたっては、民間事業者等が持つノウハウを最大限に活用する機会を得るために、原則公募によると定めており、施設の設置目的、性格等からあらかじめ指定候補者を特定する必要がある場合は非公募での選定も認めている。

市立体育館や運動公園の設置目的や性格等を勘案すると、市民の健康増進や生涯スポーツの普及は民間事業者でも提供可能であると考ええる。実際に市内のスポーツクラブ等ではヨガやテニス等同様のプログラムが民間事業者によって提供されている。

また、平成24年度現在、スポーツ推進課と公園緑地課が所管する運動施設の指定管理者は、すべて西宮スポーツセンターであり、実態として市の指定管理者制度運用指針が目的として掲げる民間事業者の持つノウハウが導入されていないことも問題である。

市は複数の体育施設を同時に管理することで、指定管理にかかる費用の削減を図るとともに、指定管理者によるスポーツ教室等の自主事業が統一したプログラムにより各地で実施されることで、市民のスポーツ活動の推進を図っているとのことであるが、一部でも民間事業者が参入することにより、西宮スポーツセンターと民間事業者で競争が生じ、管理を分割しても却って費用が減少する可能性もある。また、複数の運営主体が情報交換や切磋琢磨を実施していくことでより良いサービスを提供することも想定される。

民間事業者の持つノウハウを吸収するという指定管理者制度の目的を果たすには、指定管理者の選定を可能な限り公募するとともに、民間事業者が参入しやすいような配慮も必要であり、民間事業者が参入しづらいような状況であれば、地区割りを実施することも検討すべきと思われる。

なお、平成24年度において、平成25年度からの指定管理者の選定を実施したが、西宮市立運動施設指定管理と西宮市有料公園施設指定管理のうち、塩瀬体育館、流通東公園有料公園施設、塩瀬中央公園有料公園施設、多目的広場及び冒険広場の3施設について新たに公募化したものの、8施設については依然として非公募で選定されている。

選定結果は次のとおりであり、平成 25 年度から一部の施設が民間事業者により管理されることになっている。

施設名	指定管理者			
	現在	公募	平成25年4月～	公募
中央体育館、中央体育館分館、今津体育館、 鳴尾体育館、甲武体育館、北夙川体育館	西宮スポーツセンター		西宮スポーツセンター	
塩瀬体育館	西宮スポーツセンター		西宮スポーツセンター	
能登運動場、甲子園浜野球場	西宮スポーツセンター		A社	
西宮中央運動公園有料公園施設、 樋之池公園有料公園施設	西宮スポーツセンター		西宮スポーツセンター	
流通東公園有料公園施設	西宮スポーツセンター		西宮スポーツセンター	
高座山公園有料公園施設及び都市公園	西宮スポーツセンター		西宮スポーツセンター	
塩瀬中央有料公園施設、 多目的広場及び冒険広場	西宮スポーツセンター		西宮スポーツセンター	
西宮浜総合公園多目的人工芝グラウンド、 北多目的広場及びスポーツ広場	西宮スポーツセンター		西宮スポーツセンター	
鳴尾浜臨海公園有料公園施設	西宮スポーツセンター		A社	
鳴尾浜公園有料公園施設	西宮スポーツセンター		A社	
津門中央公園有料公園施設及び都市公園	西宮スポーツセンター		A社	

(教育委員会)

(講じた措置)

【教育委員会】

ご指摘にもあるとおり、平成 25 年度からの指定管理者選定について、西宮市北部地域に位置する施設を公募対象に追加しました。

これは、あらゆる世代に応じたスポーツ事業を全市域において均一に提供するには、基幹施設である体育館は同一事業者による運営が望ましいと考えていますが、平成 25 年度において新たに公募対象として追加した施設は、他との比較の中でも稼働率が低い施設であり、利用者の拡大と施設の有効活用を図るため、民間のノウハウや創意工夫にあふれた提案を期待して公募としたものです。

外郭団体を非公募で指定管理者に選定する際には、業務の公益性や団体のノウハウ、市の取り組むべき施策と密接な関係があることなど、特別な事情がある場合としており、こうしたことから、体育施設等の管理業務については、今後も、事業内容を精査しながら、公募範囲の拡大に向けて検討してまいります。

【4】(2)2. 収益事業で使用する駐車場等につき、市は適切な賃借料を徴収すべき

西宮スポーツセンターの収益事業等は平成 23 年度、31,107 千円の当期経常増減額(当期利益にあたるもの)があり、うち 67.86%の 21,111 千円を公益目的事業会計に繰り入れている。なお収益事業から生じた収益の 50%以上は公益目的事業会計のために使用しなければならないとされている(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 18 条第 4 号)。

西宮スポーツセンターの主な収益事業は有料駐車場の運営であり、駐車場用地の確保が必要であるが、下記のように、市の土地を無償で借り受けている。

	施設名	土地・建物別	面積(m ²)	推定時価 (単位:千円)
1	鳴尾浜臨海公園有料駐車場	土地	1,553	88,538
2	中央運動公園有料駐車場第 1 駐車場(中屋町)	土地	1,474	368,500
3	中央運動公園有料駐車場第 2 駐車場(河原町)	土地	3,314	580,748
4	塩瀬中央公園有料駐車場	土地	3,231(北) 3,878(東)	382,272
合計				1,420,058

【貸付料試算】 1

推定時価 1,420,058 千円 × 0.7 × 4 / 1,000 × 12 × 0.7 = 33,400 千円

1: 試算根拠

西宮市公有財産規則第 31 条に基づき、住居以外の用に供する建物又はその敷地の貸付料月額はその土地、建物の固定資産税評価額に 1000 分の 4 を乗じて算定することとされているため、これに準じて、貸付料を試算した。

推定時価は概ね固定資産税評価額を 0.7 で除した値であることから、推定時価に 0.7 を乗じて固定資産税評価額を試算し、これに 1000 分の 4 を乗じて計算した金額の 12 ヶ月分とした。さらに、普通財産の土地貸付料にかかる調整措置要綱に基づき、0.7 を乗じて賃借料とした。

これらの無償貸付は、体育館等の施設を管理していく上で、合わせて駐車場を運営していくことが必要とのことであり、無料時間帯を設け、体育館等の利用者の利便性向上に寄与するなど一定の役割を果たしている。しかし、基本的には有料で施設利用者に貸し利用料収入を得ている。また、西宮スポーツセンターは他の市有施設の指定管理者に選定され

ているから、当該駐車場の貸付料を無償とするのは、競争原理確保の観点から公平性を欠く部分もある。

駐車場事業は西宮スポーツセンターの会計上は、収益事業等に区分されており、当期経常増減額(当期利益にあたるもの)の67.86%を公益事業会計に繰り入れることによって、スポーツ振興事業を通じて市民に還元はしているものの、本来は適切な貸付料を徴収すべきである。なお、監査人が試算する賃借料の免除額は33,400千円(年額)である。

市は西宮スポーツセンターに無償貸付している駐車場の経営のあり方について検討中とのことであるが、これらの貸付については貸付料を徴収することを検討すべきである。

(教育委員会)

(講じた措置)

【教育委員会】

体育施設等に附属する駐車場については、公共施設の利便性や都市交通対策の必要性から行っている事業であり、公共団体に比べ機動的、柔軟に対応できる外郭団体に管理許可等を与えてきたという経緯があります。

また、これらの施設においては、収益を公益事業(スポーツ振興)に活用していることから、駐車場用地を無償で貸し付けてまいりました。

賃借料を徴収することは外郭団体の経営状況にも大きな影響を与えることから、外郭団体の今後のあり方を検討する中で対応を図ってまいります。

24(意見)

報告書82頁

【4】(2)3. 団体の今後の方向性を検討すべき

市は民間でも実施し得る事業については、民間に門戸を開くべきである。これを基本的な方針とすれば、今後引き続き、外郭団体として実施すべきは、市のスポーツ振興に必要なソフト事業が中心となる。

現在は、市民の生涯スポーツの振興を図るため、各世代に応じた一貫性のあるプログラムを低廉な価格で市内全域に提供し、専門性の高いクォーターテニス、バドミントン、ヨガ等のスポーツ教室を開催しているが、こうしたソフト事業の一部については民間事業者が実施可能なものもある。

また、市内には、市のスポーツ振興施策とも強い関係を持つ一般財団法人西宮市体育協会もある。当該団体は、協会は加盟団体を育成するとともに、スポーツ・レクリエーションを振興し市民体育の向上と心身ともに健全な市民の育成を図ることを目的として設立され、スポーツ振興事業を実施している。市によれば、西宮市体育協会は平成24年に法人化されたばかりであり、現在は少人数で運営されているとのことではあるが、将

来的にはこうした団体を活用した事業実施も検討の余地があると考える。

(教育委員会)

(講じた措置)

【教育委員会】

西宮スポーツセンターや西宮市体育協会は、市が担うべき業務を補完、代替する組織として、これまで重要な役割を果たしてまいりましたが、指定管理者制度の導入、公益法人制度改革などにより、団体を取り巻く環境は大きく変化しています。公益法人制度改革により、公益法人の認定を受けて事業を継続していくためには、収益事業が制限されるほか、組織体制の再整備や、改正後の公益法人会計基準への変更など、さまざまな条件を満たす必要があります。

一方、一般法人へ移行する場合には、自主活動の範囲が広がりますが、税の優遇措置がなくなるなどのデメリットもあり、公益、一般の区分に応じた事業の再構築を行う必要がありました。

指定管理者制度については、これまで、公益性、専門性の高い市の施策と密接に関連する業務について、非公募で外郭団体を指定してきましたが、制度の定着とともに、非公募で選定する場合の説明責任が重要になってきております。このように、指定管理者制度や公益法人制度改革を進める中で、団体の位置づけや民間事業者への代替可能性の観点が問われていると考えております。

こうしたことから、密接に結びついている市の施策事業との整理や団体職員の処遇について配慮しながら、団体のあり方を検討することは必要であると考えております。このような中で、各団体の今後の方向性を検討してまいります。

25 (意見)

報告書 82 頁

【4】(2)4 . 平成 25 年度以降の指定管理者決定後においては、中長期計画を作成すべき

西宮スポーツセンターは、平成 25 年度からの指定管理者の選定結果によっては公益目的事業規模に影響が生じること等から中長期の事業計画を策定していない。

平成 24 年度までにすべての指定管理者事業が契約期間満了となるが、西宮市立運動施設指定管理と西宮市有料公園施設指定管理の指定管理料の総額は 383,702 千円になり、平成 23 年度の公益目的事業会計における経常収益の 77.69%を占めている。

西宮スポーツセンターの公益財団法人化により、経営安定化まで統合は見送られているものの、経常収益の 8 割近くを占める指定管理者事業の選定結果が不明であったことを考慮すれば、現時点での中長期計画の策定は難しいと考える。

しかし、平成 24 年 12 月定例会において、西宮スポーツセンターは引き続き西宮市立

運動施設指定管理と西宮市有料公園施設指定管理の指定管理者に選定されており、契約期間の5年間、どのように経済的かつ効率的な運営を実施していくのか計画を立てることが必要である。

一方、今回の指定管理者の選定においては、運動施設や有料公園施設の指定管理に初めて民間事業者が参入しており、今後民間事業者の参入が拡大する可能性もある。そのような場合には指定管理事業に代わる自主事業を育てていかなければならないため、中長期計画に自主事業の育成を盛り込み、計画的な運営を行うことが求められる。

(教育委員会)

(講じた措置)

【教育委員会】

西宮スポーツセンターの今後の方向性を検討していく中で、中長期計画の作成について対応を図ってまいります。

26 (意見)

報告書 83頁

【4】(2)5. ネーミングライツ等を活用し、民間資金の導入を積極的に進めるべき

市立体育館の築年数や耐震診断の状況は次のようになっており、中央体育館のI s値(構造耐震指標)は0.6未満のため、耐震化工事が必要な状況である。また、中央体育館は築後47年ほど経過しているため、耐震化工事と建替工事にかかるコストや建替時期を勘案し、建替工事が選択される可能性も少なくない。

施設	建設年月日	耐震基準区分	耐震診断()
中央体育館	昭和 40 年 11 月 11 日	昭和 56 年以前	I s 値 0.5 以上 0.6 未満
中央体育館武道場	昭和 57 年 1 月 28 日	昭和 57 年以降	新耐震基準のため診断不要
中央体育館分館	昭和 45 年 3 月 30 日	昭和 56 年以前	I s 値 0.6 以上 0.7 未満
今津体育館	昭和 58 年 3 月 30 日	昭和 57 年以降	新耐震基準のため診断不要
鳴尾体育館	昭和 60 年 3 月 30 日	昭和 57 年以降	新耐震基準のため診断不要
甲武体育館	昭和 62 年 3 月 30 日	昭和 57 年以降	新耐震基準のため診断不要
北夙川体育館	平成 5 年 4 月 1 日	昭和 57 年以降	新耐震基準のため診断不要
浜甲子園運動場公園体育館	昭和 61 年 4 月 1 日	昭和 57 年以降	新耐震基準のため診断不要
塩瀬体育館	平成 13 年 10 月 1 日	昭和 57 年以降	新耐震基準のため診断不要
流通東公園体育館	昭和 55 年 3 月 31 日	昭和 56 年以前	I s 値 0.7 以上

： I s 値（構造耐震指標）とは、建物の耐震性を示す指標であり、一般的に I s 値 0.6 以上は耐震性能を満たしているが、I s 値 0.3 未満は倒壊または崩壊の危険性が高いとされている。

中央体育館の建替工事には多額の資金が必要になるが、現在の厳しい市の財政では市独自の財源でこのような大規模工事を実施するには難しい状況にある。そこで、中央体育館の建替工事の際には民間資金の導入を検討すべきであると考えている。

民間資金の導入方法としては、改正 P F I 法の活用により、民間事業者の資金によって体育館を建設し、当該民間事業者が料金徴収も含めた運営も任せるといった方法やネーミングライツを利用し、中央体育館の名称を民間事業者名を入れた名称に変更する代わりに建替工事に必要な資金の一部を提供してもらう方法等が想定される。

（教育委員会）

（講じた措置）

【教育委員会】

新体育館建設検討の中で、P F I 手法やネーミングライツ等の積極的な活用について検討してまいります。

27（意見）

報告書 84 頁

【4】(2)6. 体育館の会議室の利用率が低くなっているため、スポーツ目的に限定せず、積極的な利活用を図るべき

市スポーツ推進課が所管する市立体育館の利用率は次のようになっており、施設全体の利用率は能登運動場を除き 50%を超えている。特に体育館や体育室部分に限れば、70～90%の高い利用率となっており、西宮スポーツセンターの施設管理による体育館の利

用促進は適切に実施されていると言える。

(単位：件)

	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	利用可能 件数	利用件数	稼働率	利用可能 件数	利用件数	稼働率	利用可能 件数	利用件数	稼働率
中央体育館	29,858	19,682	65.9%	31,446	20,697	65.8%	31,467	20,311	64.5%
今津体育館	14,573	10,038	68.9%	14,656	10,082	68.8%	14,647	10,337	70.6%
鳴尾体育館	8,324	6,339	76.2%	8,368	6,431	76.9%	8,331	6,436	77.3%
甲武体育館	10,408	7,980	76.7%	10,470	7,958	76.0%	10,442	7,774	74.4%
北夙川体育館	8,322	5,912	71.0%	8,272	6,010	72.7%	8,334	5,993	71.9%
塩瀬体育館	10,403	5,384	51.8%	10,399	5,347	51.4%	10,386	5,337	51.4%
能登運動場	6,249	2,303	36.9%	7,153	2,801	39.2%	4,306	1,409	32.7%

会議室のある運動施設を抜粋した。能登運動場は屋外施設のため、屋内施設の体育館より稼働率が低くなる。

一方、各運動施設には会議室が設置されているが、会議室の利用率は次のとおりであり、鳴尾体育館は過去3か年とも50%を超えているが、他の運動施設は50%を下回っており、今津体育館や塩瀬体育館の第一会議室は1割にも満たない状況が続いている。

(単位：件)

	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	利用可能 件数	利用件数	稼働率	利用可能 件数	利用件数	稼働率	利用可能 件数	利用件数	稼働率
中央体育館	2,154	873	40.5%	2,148	882	41.1%	2,149	887	41.3%
今津体育館	2,082	123	5.9%	2,094	131	6.3%	2,093	174	8.3%
鳴尾体育館	2,080	1,158	55.7%	2,092	1,175	56.2%	2,091	1,223	58.5%
甲武体育館	2,082	545	26.2%	2,094	554	26.5%	2,100	479	22.8%
北夙川体育館	2,079	487	23.4%	2,062	631	30.6%	2,088	522	25.0%
塩瀬体育館	2,081	210	10.1%	2,082	145	7.0%	2,088	188	9.0%
塩瀬体育館	2,081	899	43.2%	2,079	855	41.1%	2,088	831	39.8%
能登運動場	4,300	1,277	29.7%	4,282	1,363	31.8%	4,306	1,409	32.7%

一般的に体育館の会議室はスポーツ団体のミーティング等に使用されることが想定されるが、文化団体等のミーティングでも使用実態は変わらないため、市は西宮スポーツセンターと連携して、スポーツ団体等に限らず広く市民一般に利用を呼びかけることが必要である。

なお、西宮スポーツセンターでは、このような会議室の利用率の低迷を課題として認識し、一部の体育館では会議室という用途に限らず、卓球やダンス等にも貸し出しているとのことであり、市としてはこのような取組をすべての体育館に適用することも求められる。

また、スポーツネットにしのみや等の市の施設予約システムにおいても、文化施設と体育館という表面的な機能で区分するのではなく、会議室という実質的な機能で区分し、空き室の検索ができるようにすべきであり、文化施設とスポーツ施設という担当部署の垣根を越えて、施設利用に関する条例制定等の制度化を進めていけば、体育館の会議室の利用率が上がるのではないかと期待される。

(教育委員会)

(講じた措置)

【教育委員会】

会議室の利用については、スポーツ団体に限定して利用されるものではなく、登録団体であれば利用可能です。この点について、周知があまりできていないことは否めず、市ホームページを活用するなどして広報してまいります。

会議室の使用用途につきましても、会合など本来の使用用途もさることながら、利用実態や利用者ニーズの把握に努め、一部の体育館で実施している軽度なスポーツ目的の利用について、部屋の特性や安全性にも配慮しながら、導入の是非について検討してまいります。

また、施設予約システムにおいて、利用目的に応じて横断的な検索が可能になるよう「施設検索ポータルサイト」が稼働しています。この稼働状況を見ながら、より利便性を向上させて、会議室の稼働率が上がるように今後改善を図ってまいります。

28 (結果)

報告書 85 頁

【4】(2)7. 賞与引当金の未計上、会計基準に準拠していない科目の使用等、公益法人会計基準が適切に適用されていない

西宮スポーツセンターは公益法人会計基準に準拠して財務諸表を作成しているが、賞与引当金の算定については、公益法人会計基準に関する実務指針(その2)に計算例があり、期末時に翌期に支給する職員の賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額について、当期の費用として引当計上する必要があると定められている。

しかし、平成23年度の翌期6月の賞与支給額が18,652千円、支給対象期間が平成23年12月～平成24年5月であるのに対して、貸借対照表に賞与引当金が計上されていない。支給対象期間が平成23年度に帰属する平成23年12月から平成24年3月までの支給見込額12,435千円は当期の費用として引当計上する必要がある。

また、公益法人会計基準では別表として財務諸表の科目が列挙されているが、西宮スポーツセンターの平成23年度の貸借対照表、正味財産増減計算書では別表と異なる科目の使用が見受けられる。

例えば、貸借対照表の固定資産の部に記載されている利付国債は投資有価証券に含ま

れるものと考えられるし、同じく固定資産の建設改良積立金は一般的な民間企業の会計では純資産の部に含まれる積立金と混同するおそれがあるため、別表に従い建設改良積立資産としたほうが明確である。

経営成績や財政状態を正確に把握するためには、適切な財務諸表を作成することが必要不可欠である。西宮スポーツセンターは会計に対する知識の蓄積や会計の専門家の関与を増やすなど適切な会計処理及び財務諸表の作成を行うことができるような体制の強化を図るとともに、西宮市としてもそのような体制作りを今後指導していくべきである。

(教育委員会)

(講じた措置)

【教育委員会】

ご指摘のあった事項については、改善を図るよう指導し、すでに修正を完了しました。今後も適切な会計事務が遂行されるよう指導に努めてまいります。

第5 西宮市国際交流協会

29 (意見)

報告書 9 1 頁

【5】(2) 1. 市の補助金で賄われているフレンテ西宮の賃料が大きな負担となっているため、市の指導により賃料を削減させる措置を検討すべき

国際交流協会はJR西宮駅近くのフレンテ西宮4階に事務所を構え、家主の文化振興財団に月額884千円の賃料を支払っている。年間の支払額は10,611千円となるから、事務所の賃借料のみで総費用の3割弱を占めていることになる。

国際交流協会の財政規模に比べて、賃借料が過大な負担になっているように思えるが、フレンテ西宮はJRの駅に近く、駐車場もあることから、一般的に地理に不案内な外国人利用者にとって利便性が高く、ボランティア等のマンパワーも確保しやすい、賃料の水準も1平米あたり月2,500円と周辺の賃料相場と比較しても高くないとして、国際交流協会はフレンテ西宮4階に事務所を置くことの優位性を挙げている。

しかし、近隣各市の国際交流協会の事務所へのアクセスは次のとおりであり、市への各種手続の利便性も考慮すると、JR西宮駅に限定せず、駐車場があり、鉄道の駅からも近い市役所、阪神西宮駅付近も選考に入れるべきである。

自治体名	西宮市	尼崎市	芦屋市	伊丹市	宝塚市
名称	公益財団法人 西宮市 国際交流協会	尼崎市 国際交流協会	NPO法人 芦屋市 国際交流協会	伊丹市国際・ 平和交流協会	NPO法人 宝塚市 国際交流協会
法人形態	公益財団法人	任意団体	NPO法人	任意団体	NPO法人
会員数 (人)	421	353	657	452	454
市からの 補助金(千円)	27,434	800	3,199	1,150	46,550
補助内容	事業補助金	事業補助金	事業補助金	運営補助金	指定管理料
事務所	フレンテ西宮 4階	市役所内	潮芦屋 交流センター	市役所内	サンビオラ 1番館3階
アクセス()	JR駅すぐ	バス停あり	バス停から 徒歩5分	バス停あり	阪急駅すぐ

：各団体のホームページの記載を参照した。

また、300㎡を超えるスペースを借りることにより、トータルの賃料が高くなっていることから、団体の活動規模に見合うスペースを検討することも必要である。

なお、この家賃・共益費の財源は国際交流協会の自主財源ではなく、市の補助金(国

国際交流協会補助金)から支出されており、賃借料(家賃)として10,611千円、共益費として3,816千円が計上されている。これら賃借料・共益費は市からの補助金の51.6%と大きな割合を占めている。

したがって、市としても、国際交流協会の財政規模や活動内容に応じた適正な場所や規模の事務所にするように指導し、本来の市の国際交流事業に関わる活動に補助を行うように国際交流協会補助金のあり方を見直すべきである。

(政策局)

(講じた措置)

【政策局】

国際交流協会は外国人が安心して暮らすことのできる環境を整備するため、多文化共生社会の構築と国際交流の推進を掲げた第4次西宮市総合計画に従い、外国人の日本語習得への支援、各種情報提供、相談事業などをボランティアが主体となって実施するなど、市の行うべき施策を補完しております。

現在、同協会はJR西宮駅前のフレンテ西宮に立地しておりますが、地理に不案内な外国人にとって同協会はわかりやすい場所にあることが必要であり、現在の立地は外国人の利用を促すという点から最適であると考えております。また、外国人のみならず同協会の活動を中心となって担うボランティアや、外国人との交流を図る市民など多くの人が訪れやすい立地であることは、市民への積極的なサービスになっていると考えており、同協会の事業を維持・充実させるためにも、現在の場所で活動を行うことが必要であると考えております。

しかしながら、市民サービスを低下させることなく同協会のコストを節減することは必要であると考え、平成26年度より第2会議室を廃止し賃借料等を削減することを検討するとともに、ボランティアや利用者の理解を得ながら他の会議室を一層有効活用するよう求めてまいります。

30(意見)

報告書92頁

【5】(2)2. 公益財団法人として安定的な運営を図るため中長期計画を作成すべき

国際交流協会は市のマスタープランに国際交流に関する数値目標が記載されており、その数値目標の達成に向けて運営しているため、財団独自の中長期計画を作成していない。

市のマスタープランでは、数値目標としてNIAカードの登録者数などを挙げており、これら数値の向上は国際交流協会の事業目的とも合致するが、今後、公益財団法人として継続して運営していくためには、中長期の経営計画を策定することが求められると考える。

特に、国際交流協会は他の外郭団体と比較して小規模な団体であるから、人件費や賃

借料などの固定費の負担をどのように軽減していくかについても、中長期計画の中で明確な方針を示した上で、市に応分の負担を求めていくべきである。

また、国際交流協会は平成 23 年 9 月に公益財団法人化し、今後、会議室の賃貸は収益事業等に分類され、収益事業等は公益目的事業の遂行に支障がないように行われなければならない。ところが平成 24 年度の収支予算書では収益事業等は 1,004 千円の赤字となっている。収益事業等の費用の 3 分の 1 を占める賃借料の動向も含めて、収益事業等のシミュレーションも検討すべきである。

(政策局)

(講じた措置)

【政策局】

国際交流協会は多文化共生社会の構築と国際交流の推進という市の行うべき施策を補完するなど重要な役割を果たしており、平成 23 年 9 月 30 日に公益財団法人へ移行しました。

同協会の業務は市の施策と密接に関連していることから、市の施策を示す中で公益財団法人としての中長期計画について検討するよう求めてまいります。

なお、国際交流協会の会議室は本来、同協会の行う事業や国際交流活動等を行う市民が利用する事を目的としており、賃貸を主たる目的とはしていないことから、収益事業等の事業認定の変更も視野に入れ検討すべきと考えています。

3 1 (意見)

報告書 9 3 頁

【5】(2)3 . 紹興市友好都市提携 25 周年事業について、事業内容に変更があった場合にはその都度変更契約を結ぶべき

市は平成 22 年度、紹興市友好都市提携 25 周年事業を国際交流協会に委託しており、当初、10 月 14 日の紹興市友好訪問団歓迎式典の実施、交流パネル展・交流美術展の開催、紹興市友好訪問団への記念品贈呈が計画されており、計 1,080 千円が予算として計上されていた。

その後、交流パネル展は国際交流協会展示コーナーで開催し、パネルも担当者が自主制作したため、費用が発生せず、交流美術展も西宮美術協会が開催したとして委託料精算書には 0 円として計上し、代わりに紹興市長一行奈良・神戸見学が 126 千円計上されていた。

この視察見学は、日中の交流の足跡を辿りたいという紹興市側の希望により、10 月 14、15 日に鑑真和上ゆかりの奈良の唐招提寺や神戸の孫文記念館を視察したものであり、入館料や拝観料の他、14 日の昼食代、15 日の昼食代と夕食代が含まれている。

市は、事業内容については友好都市側と調整の上決定しており、この視察は仕様書の

中の「紹興市からの友好訪問団の受入に関する事」によるもので、友好訪問の一環として実施されたものであるから、その都度変更契約を結ぶものではなく、当初の予算に計上されていなかった紹興市長一行奈良・神戸見学は予算の流用ではないとしている。

しかし、結果として費用が発生しないような事業や別団体が開催した事業について予算を計上することは不明瞭であり、そのような事態が発生した場合にはその都度変更契約を結ぶ必要がある。

また平成 23 年度に実施されたスポークン市姉妹都市提携 50 周年記念事業では、友好訪問団の受入に対して、視察も含めて支出額が 550 千円であるのに対して、紹興市友好都市提携 25 周年記念事業では、会場の変更等の事情があったとはいえ、記念品代も合わせて 1,078 千円になっていることから、他の同様の事業とも比較を行い、公平性の観点から大きな金額の差が生じないようにすべきであったと考える。

(政策局)

(講じた措置)

【政策局】

姉妹・友好都市との周年事業実施にあたっては、事前に相手方と十分な調整を行い内容を決定します。決定にあたっては双方の市長をはじめ訪問団の意向や交流の経緯をふまえ、市の来賓として礼を失することがないよう適切な対応が求められるところです。従って、当初の事業内容を変更する場合があります。

現在、事業を実施する際には、市と同協会で委託契約を締結し、事業完了後に精算を行うこととしておりますが、今後は指摘に従い、事業内容に変更があった場合はその都度変更契約を行うよう求めてまいります。

また、姉妹・友好都市との周年事業実施については、これまでも一貫して同様の事業と比較の上、各姉妹・友好都市との交流の特性を踏まえた公平性のある適切な事業実施に努めてまいりましたが、今後とも、各都市との交流状況に配慮しながら、できる限り経費に大きな差が生じないよう事業の実施に努めてまいります。

3 2 (意見)

報告書 9 4 頁

【5】(2) 4 . 紹興市からの国際交流事務研修生受入事業の見積りや検討結果は記録に残すべき

国際交流協会は紹興市からの国際交流事務研修生受入事業の実施を受託しており、研修生への家賃や食費等の支払は国際交流協会を通じて実施されている。総事業費 997 千円のうち宿舍代等が 507 千円と 50%超を占めているため、契約書や決裁書等を閲覧したが、宿舍の選定に関する途中経過が決裁書に添付されていない。

また月当たりの家賃が 100 千円を超えている件について、国際交流協会は、4 か月という短期間の派遣のため、マンスリーマンションを選択せざるをえず、紹興市からの研修生という立場上、何らかの事件や事故があった場合には国際問題に発展する可能性もあるため、セキュリティーがしっかりし、信頼できる事業者を選択しているとのことである。

しかし、市からの受託事業である以上は、複数の事業者から見積りを入手してより経済的な選択を行うことが必要であり、セキュリティーや信頼性に関しても、決裁書等にそれらの事項について慎重に検討したことを文書として残さなければ、国際交流協会が懸念している事故や事件が発生した際には何ら検討していないことと同じことになる。

したがって、今後の宿舍の選定に当たっては複数の事業者や物件の情報を入手した上で、事業者の信頼性やセキュリティーを総合的に判断して、宿舍を決定した旨を決裁書に記録として残すべきである。

(政策局)

(講じた措置)

【政策局】

宿舍の選定にあたっては複数業者から見積りをとり、経済面と安全面から検討するなど適切な選定に努めるとともに、宿舍の決定にあたっては決裁書を作成しておりますが、宿舍の選定に関する途中経過が決裁書に添付されていない点については指摘に従い、今後決裁書に記録として残すよう求めてまいります。

3 3 (意見)

報告書 9 4 頁

【5】(2)5 . 会議室のスペースの有効利用を図るべき

国際交流協会の事務所には、事務室や図書等を保管する資料コーナー、各種展示を行う展示コーナーの他、定員 20 名の特別会議室、同 40 名の第 1 会議室、同 35 名の第 2 会議室がある。

これら会議室の利用可能日数当たりの稼働率は次のとおりであり、日中の稼働率は平均して 60%を超えているが、夜間の稼働率は 10%程度である。したがって、国際交流協会では夜間の稼働率向上に向けて、社会人等の利用者を増加させるような対策や P R を実施する必要があると考える。

	午前			午後			夜間		
	会議室数 (日)	利用室数 (日)	稼働率	会議室数 (日)	利用室数 (日)	稼働率	会議室数 (日)	利用室数 (日)	稼働率
特別会議室	296	172	58.1%	296	167	56.4%	296	39	13.2%
第1会議室	296	290	98.0%	296	287	97.0%	296	57	19.3%
第2会議室	296	123	41.6%	296	117	39.5%	296	30	10.1%
平均	296	195	65.9%	296	190	64.3%	296	42	14.2%

また1回あたりの利用者数は次のとおりであり、平均10名弱と特別会議室の定員の半分にも満たない状況となっている。

	午前			午後			夜間		
	利用者数 (人)	利用室数 (日)	平均利用者数 (人)	会議室数 (日)	利用室数 (日)	平均利用者数 (人)	会議室数 (日)	利用室数 (日)	平均利用者数 (人)
特別会議室	2055	172	11.95	1298	167	7.77	420	39	10.77
第1会議室	2559	290	8.82	1609	287	5.61	696	57	12.21
第2会議室	1206	123	9.80	1341	117	11.46	275	30	9.17
平均	1940	195	9.95	1416	190	7.44	464	42	11.04

国際交流協会は、団体利用等もあり実際の使用状況は様々であり、日本語のマンツーマンの練習やグルーブレッスン、キッズクラブでは適度なスペースが必要としているが、市の賃料の負担により会議室を安価で提供していることもあり、無制限に余裕のあるスペースを貸し出すことは認められないと考える。

国際交流協会が管理する会議室として最低限必要なスペースと、会議室の構造を変更するのに必要なコストを試算した上で、会議室のスペースを適正な規模にするように検討するとともに、それによって削減されたスペース分の賃借料を減額するように貸主の文化振興財団と交渉すべきであると考えている。

国際交流協会では利用向上策の一つとして、リーフレットを作成中とのことであるが、当面の有効活用の方策として、移動型のパーティションで会議室を複数のスペースに分割することにより、実質的な稼働率をより高めることも検討すべきである。

(政策局)

(講じた措置)

【政策局】

国際交流協会の会議室は本来、同協会の行う事業や国際交流活動等を行う市民が利用することを目的としており、賃貸を主たる目的とはしておりません。しかしながら意見にあるよう

に利用の少ない時間帯もあるため、同協会は昨年度、リーフレットとして「会議室のご利用案内」を作成し、利用促進に向けて改善を図りました。このことにより、定例的に会議室を利用する団体が出るなど一定の効果が表れております。今後も、会議室の本来の利用目的を踏まえながら、PRの方法に工夫を凝らすなど、利用促進に努めてまいります。

なお、平成26年度より第2会議室を廃止することを検討するとともに、ボランティアや利用者の理解を得ながら他の会議室を一層有効活用するよう求めてまいります。

34（意見）

報告書96頁

【5】(2)6. 国際交流協会の計算書類はインターネットのホームページで公開すべき

市国際交流協会はインターネット上にホームページを開設し、その活動内容を広く一般市民や外国人に公開しているが、平成24年11月時点において、平成23年度の収支予算と収支計算書、財産目録は公開されているが、正味財産増減計算書、貸借対照表といった主要な計算書類が公開されていなかった。

公益財団法人ではインターネットでの公開までは特に規定されていないが、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」によって計算書類等を事務所に備え置き、一般の閲覧に供することが求められている。

インターネットは一般への情報公開を行うのに、近年最も身近な手段であり、市の他の公益法人もインターネットに計算書類を公開しているため、市国際交流協会においても可及的速やかに計算書類等を完全な形でホームページにアップすべきであると考えます。

なお、平成24年11月以降は正味財産増減計算書と貸借対照表がホームページで公開されている。

（政策局）

（講じた措置）

【政策局】

平成23年9月30日に公益財団法人に移行して以来、平成24年度より新しい公益法人の会計基準に基づき作成した収支予算書、財産目録、貸借対照表、正味財産増減計算書などの計算書類をホームページに掲載しております。今後、速やかな掲載を求めてまいります。

第6 西宮市大谷記念美術館

35（意見）

報告書100頁

【6】(2)1．引き続き市民との協働の促進、市民の利用を促進するような取組を進めるべき

大谷記念美術館については、市の文化振興施策を補完する上で今後も引き続きその役割を担っていくことが重要であると考えます。

大谷記念美術館では、関心のある市民が美術館を利用する他、平成24年度からは団体からの働きかけにより、市内の小学生が美術館を見学する機会も設けられた。こうした機会を増やし、より多くの市民が美術品等にふれる機会を設けることが望まれる。

（産業文化局）

（講じた措置）

【産業文化局】

アメリカの研究では、子どもの時に美術館・博物館へ行かなかった人は、大人になってからも美術館等へ行かないという統計があり、いかに小学生の足を美術館に向けさせるかが、日本でも大きな課題となっています。兵庫県下の小中学生は、ココロンカードなどで美術館・博物館に無料で入館できることになっているものの、やはり何らかの動機づけがなければ自ら来館することは少ないという現実があります。

このため、美術館としては市内小中学校の図工科・美術科の教員に働きかけ、校外学習、夏休みの課題学習やクラブ活動の一環等として、児童生徒が来館しやすい環境づくりを行っています。具体的には、事前・事後学習の手伝い、鑑賞時の解説、駐車場の確保などですが、今後も一層学校教育との連携を図ってまいります。

36（意見）

報告書100頁

【6】(2)2．公益財団法人への移行後において、中長期計画を策定すべき

大谷記念美術館では、展覧会については大谷コレクションの紹介、西宮を中心とした阪神間の作家の紹介、現代美術の動向の紹介、国際絵本原画展など美術館の敷居を低くする取組、という方針の下、美術展の企画は数年先まで行っているが、財政を含めた財団全体の中長期計画は作成していない。

大谷記念美術館が中長期計画を作成していない理由は、市からの運営補助金が収益の58.6%を占めており、その経営は単年度で編成される市予算の影響を大きく受けるためである。また美術館運営は収入や入場者数といった定量的な指標のみで評価することは

難しく、来場者の満足度や美術展の価値といった定性的な指標も考慮しなければならぬため、より有効な指標を設定するのも困難ということも一因であるという。

しかし、外郭団体とはいえ組織を安定して運営していくには中長期計画の策定が必要であるし、市と大谷記念美術館が共同して、今後の文化振興施策を担っていく上でも、大谷記念美術館自らが中長期的にどのような方針を持ち、どの程度の規模（施設面・財政面）で運営していくのかを積極的に明示することは必要な措置であると思われる。

また、定性的な指標についても、現在実施しているアンケート調査の結果を踏まえて、利用者の満足度を高め、より来場者を増やすような指標を設定し、中長期計画に明示することが必要である。平成 24 年度に実施した市内小学校 3 校の無料招待も財政的な数値には表れないが、中長期計画に記載することで、目標と効果が明確化し、市民に対する教育普及がより効果的に実施できると考える。

大谷記念美術館は現在、平成 25 年度の公益財団法人認定に向けて準備を進めていることから、公益財団法人化後においては、定量的側面（施設面・財政面等）と定性的側面（利用者満足度等）を考慮した中長期計画を策定することが求められる。

（産業文化局）

（講じた措置）

【産業文化局】

平成 25 年度に公益財団法人に移行しましたが、今後数年間の決算状況を踏まえた上で、公益法人制度の状況なども十分に注視しながら、中長期計画について市と協議を続けてまいります。

指標としましては、現在の入館者数に加え、美術館の新たなファンづくりという意味から、入館者のうち初めて来館した人の割合、来館者のうち「展示に満足した」と答えた人の割合を加える予定です。

37（意見）

報告書 101 頁

【6】(2)3．公益財団法人への移行にあたって、財政的なシミュレーションを実施すべき

平成 20 年に施行された新たな公益法人制度により、従来 of 社団・財団法人は平成 25 年までに公益社団・財団法人か、一般社団・財団法人に移行しなければならないが、大谷記念美術館は移行が完了しておらず、平成 24 年度末時点では特例民法法人として活動している。なお、大谷記念美術館は公益財団法人への移行認定申請を行い、平成 25 年 4 月 1 日に公益財団法人への移行が決まっている。

公益財団法人の認定においては、主として公益目的事業を行う法人であることを行政

庁である県に示すとともに、公益目的事業を行うにあたり、収入が費用を超えてはならないこと（収支相償） 公益目的事業比率が50%以上であると見込まれること（公益目的事業比率） 遊休財産額が概ね公益に係る費用の1年分を超えないと見込まれること（遊休財産保有制限）といった財政上の基準を充たすことも必要となる。

大谷記念美術館においては、主として美術館の運営という公益目的事業を実施しており、財政的にも経常的に支出が収入を上回る状況が続き、遊休財産も貸借対照表や財産目録といった書類からは確認できないため、決算書上はこれらの条件を概ね充たしていると思われる。

しかし、これらの条件は認定時のみならず、今後継続して充たすことが求められることから、特に 収支相償という基準を充たすためには財政的に大きな割合を占める公益目的事業において大きな収益を獲得することができず、結果として中長期的な財政の悪化という事態も想定される。

また、公益財団法人においても収益事業の実施は認められており、大谷記念美術館ではこれまで喫茶スペース等の賃貸を行っていたが、喫茶スペース等の賃貸は新たな公益法人会計基準の下では、収益事業等として分離して会計を行わなければならないため、赤字の事業になってしまうおそれがあるという。赤字の収益事業は公益目的事業の遂行に支障を及ぼすおそれもあるため、公益財団法人移行後には喫茶スペースの廃止を検討しているとのことである。

このように公益財団法人への移行においては、短期的、中長期的にも収支の悪化が予想されているため、県への提出書類の作成といった形式的な準備に止まらず、中長期的な財政シミュレーション等も実施し、早期に財政的な対策を立てることにより公益財団法人として安定した運営を行うことができるように準備を進めるべきである。

（産業文化局）

（講じた措置）

【産業文化局】

公益法人については、国の基本的な考え方では公益目的事業は赤字が前提となっています。また、収益事業は黒字となるべきもので、赤字が予想される収益事業は認められないとされています。当館において、利益を生み出すほどの収益事業も現実的には見込めない状況です。

美術館・博物館は、作品保護のため国際的に一定の基準（室温23度・湿度55%程度）を維持することが求められており、24時間365日、空調機を稼働させなければならず、その維持管理に膨大な経費を要し、展覧会収入だけでその経費をまかなうことは不可能です。このため、公立美術館は公共団体からの税金投入、私立美術館は親会社からの寄付に依存せざるを得ない状況にあります。公益財団法人にあっては広く寄付を求めることはできても、現下の経済状況では多額を見込めず、また基本財産の運用益も多くを望めない当面は、市の補助金に大きく依存せざるを得ない状況にあります。

平成 25 年度に公益財団法人に移行したところですが、安定した管理運営を行っていきけるよう、今後数年間の決算状況を踏まえた上で、公益法人制度の状況なども十分に注視しながら、中長期計画について市と協議を続けてまいります。

【6】(2)4. 建物の修繕に多額な資金が必要になることが予測されているため、民間資金の活用や国等の補助金も活用すべき

大谷記念美術館の建物は昭和 47 年、故大谷竹次郎氏から寄贈を受けたのち、平成 3 年に大規模な増改築を行っているが、今後も継続的な修繕工事の実施が見込まれている。

大谷記念美術館が平成 25 年度以降に想定している修繕工事は次のようになっており、合計額は 247,800 千円になるが、平成 24 年 8 月末現在、施設補修工事引当預金として大谷記念美術館が確保している資金は 22,560 千円と大幅に不足している。

工事内容	見積金額 (千円)	実施時期(平成)										
		25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	
空調熱源改修	40,000	■										
外壁補修	10,000	■										
展示室クロス	2,800	■										
消火設備	30,000		■	■								
空調衛生設備	45,000						■	■	■	■	■	■
電気設備	120,000								■	■	■	■

大谷記念美術館は、平成 25 年度に公益財団法人への移行を予定しており、収支相償と公益目的事業比率という財政運営上の制限があることから、今後大幅な収益改善は難しい。また、文教住宅都市西宮という市の主要な施策の一つが美術館の充実であり、政策判断として美術館への一定の補助が続くと見込んでいるが、市の厳しい財政状態から市の補助にも限界があると思われる。

大谷記念美術館としても、空調熱源工事において、国のエネルギー使用合理化事業者支援事業(ESCO)の補助制度を活用して、国庫補助金を取得するとともに、毎年の光熱費を削減することにより工事の財源を確保しようと検討中とのことであるが、今後も同様の補助金を積極的に活用するとともに、民間からの寄附や基金を募ることにより修繕工事に必要な資金を確保することが必要である。

(産業文化局)

(講じた措置)

【産業文化局】

平成 25 年度に実施します空調熱源改修工事につきましては、国の ESCO 事業として採択され、機器購入経費の 1/3、額にして約 2 千万円の補助が得られることとなりました。

今後も、国等の補助制度を活用するよう努めてまいります。

作品を収集・保存し、コレクションを充実させることは、美術館の使命であります。作品の購入資金や、美術館の補修工事費についての公益財団法人に対する民間からの寄付には、税の優遇措置はあるものの、昨今の経済状況から厳しいものがあります。一方、現在の西宮市の財政状況からみて、市からの補助金の増額も厳しい状況ではありますが、今後美術館を適正に管理していくには、補修工事は必須であることから、次年度以降の市の実施計画に計上するため、中長期的な修繕計画を策定の上、毎年市と協議してまいります。

39 (意見)

報告書 103 頁

【6】(2)5 . 庭園や和室については、維持費に見合った活用を進めるべき

平成 23 年度の委託契約一覧表では、建物設備保守管理業務が委託料 12,519 千円、庭園樹木等管理業務が同 7,613 千円と比較的多額になっており、これらの費用は全費用の 1 割弱を占めている。

大谷記念美術館ではこれらの要因について、建物設備保守管理業務は美術館には美術品を展示する機能の他、大量の美術品を保管する機能もあるため、美術品を長期・安全に保管する空調や警備設備の保守管理に比較的多額のコストがかかるとし、庭園樹木等管理業務は、美術館に附属した庭園や和室(緑爽庵)等の環境を維持するためには一定の技術を有した事業者へ委託する必要があるために比較的多額の委託料となると説明している。

美術館運営という公益的、かつ、金額では測定することが困難な価値を提供する事業であるため、美術品の保管や庭園・和室の維持にどの程度のコストをかけるべきか算定するのは一般的に難しいことであると思われる。しかし、市の補助を受けて大谷記念美術館の運営がなされている以上、コストをかけて保管、維持された美術品や和室の有効活用は図るべきであると考えます。

和室に関しては、平成 23 年度の使用件数が 33 件、収入額 160 千円と利用率が低い状況であったが、平成 24 年度からは新聞社と提携して「展覧会の解説と鑑賞・和室での有名料理店の食事」というイベントを開催している。また小講堂も外部者の使用件数 4 件、収入額 163 千円と同様の状態であるが、展覧会とコラボレーションした講演会やコンサートを実施している。

このようなイベントを随時継続的に開催し、庭園についても企画展や常設展の作品展

示に活用するなどして、維持費や管理費に見合った施設の活用を進めていくべきである。
(産業文化局)

(講じた措置)

【産業文化局】

喫茶室と同様に和室及び小講堂の一般貸しについては、収益事業に該当し、採算をとるためには値上げせざるを得ないことから、平成 25 年 3 月 31 日で終了いたしました。今後は、展示だけでなく、まちかどコンサートのように市等と協働して実施する事業を開催するなど、展覧会関連イベントを行う場所として多彩に活用することで、入館者を増やし、入館料収入の増に努めてまいります。

庭園につきましては、有料化自体は構造的にも経費的にも困難であると考えておりますが、今後も様々な活用方法を検討してまいります。

第7 西宮市職員自治振興会

40 (意見)

報告書109頁

【7】(2)1. 外郭団体として監理する必要性の有無を検討することが望まれる

当該団体は主に、地方公務員法及び条例に基づき市職員の福利厚生を図るための互助団体であり、市による出捐はない。団体の運営は会員掛金と事業主(市)負担で賄われている。西宮市における過去の団体への補助金執行については、住民監査請求がなされ訴訟に至ったこともあるが、平成17年度に事業主負担を含む公費支出の見直しを行い、平成22年度には判決に基づき当該団体から市に対して補助金の返還が行われた。さらに平成23年度には職員の福利厚生事業にかかる公費負担額について、現在の社会情勢に適應すべく事業主負担率及びその充当事業と事業内容の見直しが行われ、団体設立時の昭和58年度から平成22年度までの各年度の決算において生じた公費を財源とする剰余額についても市に返還され、一般財団法人への移行予定を含めて一定の整理がなされている。

このほかに団体と市との取引には、市が公務で多用している職員会館・東館の管理運営にかかる事業補助金があり、補助金支出の内訳は、施設の総合維持管理等の委託料、光熱水費である。

職員自治振興会は、これまで、職員の福利厚生が人事行政の一環であり市との関係性が強いという観点から外郭団体に位置づけられてきたが、団体への各種支出等については以下の観点から別途確認等を行う仕組みがある。

- 補助金については、これまでの行財政改善実施計画の取組項目の一つに位置づけて検討を行うほか、平成23年度から補助金の検証を行う第三者機関(西宮市補助金改善評価委員会)を設置し、公益性や効果などについて常に検証し、その結果も公表されている。
- 市の監督について職員の福利厚生に関する条例や補助金等の取扱いに関する規則に基づき団体へのモニタリングが可能である。
- 一般財団法人移行認可後は公益目的支出計画にかかる財務諸表等の監督主務官庁への提出の義務付けにより財務のモニタリングが保たれる。

外郭団体の市の監理の効率化を図る観点から、引き続き外郭団体として監理することの必要性について検討してもよいのではないかと。

(総務局)

(講じた措置)

【総務局】

外郭団体として監理する必要性の有無については、自治振興会の事業が職員の福利厚生とい

う市の人事行政の一環であるため、外郭団体として維持されるものでありますが、監理の効率化を図る観点から、市の所管課と協議し、検討してまいります。

第8 株式会社鳴尾ウォーターワールド

4 1 (意見)

報告書 1 1 8 頁

【8】(2) 1 . 代表取締役社長の民間の人材登用を進めるべき

代表取締役社長は、平成 21 年 6 月～平成 24 年 6 月までは元市局長、平成 24 年 6 月以降は副市長である。平成 24 年 6 月から副市長が代表取締役社長となった経緯としては、重要な経営改善途上であり、市主導の適切な経営改善実施のための関与度合いの強化及び市の当団体へのチェック体制の強化を図るため、こうした人材登用が行われたとのことである。

外郭団体の経営や事業運営の自主性を尊重する観点から市の関与は最小限に留めるべきであり、特に当該団体の業務内容に鑑みれば、代表取締役社長については民間の人材登用を進め、より民間のノウハウを取り入れた経営を行うことができるような組織体制を構築すべきである。

(環境局)

(講じた措置)

【環境局】

同社については、第三セクター等経営検討委員会の答申を踏まえ、市が経営に関与し及び状況を注視しながら経営改善を進め、平成 23 年度は累積損失の解消及び単年度収支の黒字転換、平成 24 年度も 2 期連続の収支黒字となり、一定の改善が図られています。しかしながら、今後の社会情勢や天候による入場者数の増減などの不安定要素も多いため、引き続き経営改善の取り組みを進めるとともに、代表取締役社長についても、民間の人材登用を図るなど、より民間のノウハウを取り入れた経営が行えるよう組織体制の構築に努めてまいります。

4 2 (意見)

報告書 1 1 8 頁

【8】(2) 2 . 市との委託契約の支払条件につき、契約書と仕様書の内容の不一致を是正するとともに、支払条件を見直すべき

市と鳴尾ウォーターワールドの「リゾ鳴尾浜内市管理区域管理業務」(平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日)において、業務委託請負契約書では、第 12 条に検査及び再検査に合格したときは書面により業務委託料の支払を請求することとされている一方で、業務仕様書では、委託料の支払いは「四半期払い(前払い)」とされている。実際の支払は、仕様書に基づき四半期ごとの前払いとされている。

支払条件について、契約書と仕様書の支払条件の不整合については是正すべきである。

また、通常、委託契約においては業務の一部の完了を確認した後に委託料を支払う（後払い）のが一般的であるが、4～6月に団体の資金繰りが厳しいことに配慮して前払いとしているとのことであった。

資金繰りを援助することを目的としての当該団体に有利な契約は他団体との公正を欠くものであり、委託料の支払条件を見直すべきである。資金的な支援が必要であれば、その内容を明らかにして別途適正な手続を経るべきである。

（環境局）

（講じた措置）

【環境局】

委託料の支払条件については、平成25年度の契約から契約書と仕様書の不整合については正するとともに、他の団体と同様に完了確認を行ったうえで支払いを行うよう改善いたしました。

43（意見）

報告書119頁

【8】（2）3．リゾ鳴尾浜のあり方について、市が負担するコストとその効果を踏まえて検討すべき

リゾ鳴尾浜は、もともと市のごみ処理施設（東部総合処理センター）からの蒸気供給を前提として、鳴尾ウォーターワールドが管理運営することとされていた。平成9年7月の蒸気供給の休止後、当初は平成12年の再開が見込まれていたが、その予定が平成25年まで延期されるなど大幅な計画の変更を余儀なくされ、その間の灯油ボイラー等の燃料費負担により鳴尾ウォーターワールドは経営が悪化した。このような状況から、経営検討委員会の意見を踏まえ、蒸気供給再開までの鳴尾ウォーターワールドへの支援が決定された。当面は当該支援の下での経営改善を注視するほかはない。

しかし、長期的な視点の下で、リゾ鳴尾浜のあり方について、市が負担するコストとその効果を踏まえて改めて検討する余地があると考えます。

そもそも、リゾ鳴尾浜の土地建物等は現在、市が所有している。その上で、前述のとおり、「リゾ鳴尾浜」の施設及び駐車場については市より管理許可を受け、それぞれについて管理業務を行うとともに、それらの資産を使用したプール事業やフィットネス事業、駐車場運営事業などの独自事業としての営業も行っている。ここで、もしこれらの資産について、市が鳴尾ウォーターワールドから使用料を減免せずに徴収するとした場合の使用料収入見積り金額は次のとおりであり、年間111,120千円である。

(単位:千円)

対象施設等(許可物件)	土地	建物	使用料収入見積額 (年額)
リゾ鳴尾浜			74,832
東西駐車場		-	36,288
計			111,120

(注)見積額は西宮市都市公園条例及び同施行規則をもとに試算している。

施設建設から約 20 年が経過し、今後の維持管理には相当な負担が見込まれる上に、施設の老朽化が進むほど集客力は低下することが予想される。また、市民の利用者の割合は、フィットネス事業(年間延べ 11 万人が利用)は約 9 割程度であるものの、プール(年間延べ 13 万人が利用)については全体の 2 割～3 割程度にとどまる。

通常、民間事業者が同種の施設を建設し運営する場合には、施設の維持管理コストも含めて採算が確保されるようなスキームを検討する。現地視察の中で、リゾ鳴尾浜では非常に少ない人員で業務を行い、職員自らがプールの塗装を行っていることを目にし、非常に厳しい経営状況にある中で、創意工夫を凝らし、事業運営に取り組まれている点については十分に評価できるものと感じているが、施設の維持管理にかかるコストを含めない状況でぎりぎりの採算が確保できるような状況では、収益事業としての継続は難しい面もある。

このような収益型余暇施設の建設、管理運営については民間事業者が圧倒的に優位であり、自治体にはそのノウハウが不足している。現在、団体が実施する、プールやフィットネス事業、施設管理事業等は民間でも実施可能な事業であり、むしろ、民間事業者の方がノウハウに優れる面がある。

市が負担するコスト(施設の維持管理コストを含む)とその効果を踏まえ、施設の民間事業者への売却、廃止等も視野に入れるべきである。

(環境局)

(講じた措置)

【環境局】

第三セクター等経営検討委員会の提言では、平成 25 年度時点で蒸気供給及び東西駐車場の移管が実現していれば、同委員会で検討してきた改革スキームの手法の検討が可能とされています。

蒸気供給及び東西駐車場の移管がすでに完了していることから、長期的なりゾ鳴尾浜の今後のあり方については、第 1 ステップとして実施している市及び阪神電気鉄道株式会社による経営支援並びに市民利用率向上などを含めた同社のさらなる経営努力による経営改善を今後一層進めてまいります。それでもなお経営状況が改善しない場合などは、改めて第 2 ステップ

として、市が負担するコストを考慮したうえで「民営化」、「民間売却」、「上下分離方式（指定管理者制度の活用）」の検討、並びに、不採算部門の廃止、休止を検討してまいります。

4 4（意見）

報告書 1 2 0 頁

【8】（2）4．より市民の使用促進に向けた取組を進めるべき

プールの市民の利用状況は、平成 23 年度では平均的に 20%～30%台であり、市民の利用率は低い。残る利用者は 3 割程度が兵庫県内の近隣市、3 割程度が大阪府からの利用となっている。

平成 24 年度においては、市内の小学生等向けに割引券を配布するほか、市の広報等でも宣伝を行っているが、より市民の利用を促すような取組が必要である。例えば、以下の点について検討の余地があると考えます。

現在は、無料シャトルバスは阪神甲子園からのみであるが、市の中心部からの送迎バスがあればより利用者の利便性は高まるものと思われる。

（環境局）

（講じた措置）

【環境局】

無料シャトルバスの運行方法については、経路変更などによる費用対効果の試算を進め、一定の効果が見込まれる場合は、より具体的な手法を検討してまいります。また、平成 25 年度からは、市内の公立・私立保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校の全世帯に、夏休み期間中を含めた平日に利用できる割引券を配布し、市民利用の増加及びそれに伴うレストランや駐車場収入などの増収による収益改善を図りながら、さらなる市民利用率の向上に努めてまいります。

4 5（意見）

報告書 1 2 0 頁

【8】（2）5．より利用者の満足向上に向けた取組を進めるべき

現地視察によれば、当該施設にはスライダーのあるプールや温泉施設などがあり、特に屋外プールの床には職員自らがジンベイザメやペンギン等をペイントするなどし、魅力的な施設とするため職員が創意工夫していることが見て取れた。

一方で、類似の民間施設と比較すると施設内の装飾や飲食店のメニューなどもう少し工夫があっても良いと思われる部分もあった。例えば、外観の装飾が控えめである点、レストランのメニューがやや少ない点などである。利用者アンケートからも次のような意見がよせられている。引き続き、利用者満足度向上に向けた取組を進めるべきである。

(アンケート結果より一部抜粋)

- ・バーベキューのメニュー充実してほしい
- ・レストランメニューの充実と質の向上をお願いしたい
- ・プールサイドのレストランは11時と12時からとなっているが営業時間を早めてほしい
- ・シャトルバスの増便

(環境局)

(講じた措置)

【環境局】

リゾ鳴尾浜については、平成4年8月の竣工以後、20年以上の経過年数を経て老朽化が進んでおり、現在は、利用者の安全等に係る補修、改修を最重点に実施しているため、大規模な装飾改修等は費用面の問題から実施は困難であります。簡易な装飾などを工夫して、魅力的な施設づくりに努めてまいります。

利用者満足度の向上に向けた取組みについては、平成25年度からバーベキューの魅力向上とその訴求のため「バーベ急便」への業務委託を実施し、メニューの充実、装飾等の改善を行うとともにホームページ等での発信力を強化しました。また、引続きお客様の声を基にレストランメニューや営業時間の改善を図り、豊富なメニュー、待ち時間の短縮など利用者満足度の向上に努めております。

46 (意見)

報告書121頁

【8】(2)6. 市との委託契約の事後決裁については是正すべき

市と鳴尾ウォーターワールドの「リゾ鳴尾浜内市管理区域管理業務」(平成23年4月1日～平成24年3月31日)において、契約日は平成23年3月22日であるが、鳴尾ウォーターワールドにおける内部決裁については発議日が平成23年3月25日であり、契約後の事後決裁となっている。

実際には、契約前に口頭での確認を実施し、意思決定されているとのことであるが、稟議制度の趣旨を踏まえ、契約前に内部決裁を完了しておくことが必要である。

(環境局)

(講じた措置)

【環境局】

契約事務手続きについては、契約を実行する前に文書にて稟議するよう改善いたしました。

【8】(2)7. 施設の有効活用(4階)を進めるべき

リゾ鳴尾浜の4階は平成21年ごろから、レストランの引受手がなく、たまに団体の利用がある場合に食事の場を提供するにとどまっている。業者を募集するも採算を取るのが難しく、引き受け業者が見つからないとのことである。

視察を行ったところ、見晴らしの良いフロアであるにもかかわらず、テーブル等が雑然と置かれているにとどまり、会議室についても、内部の打ち合わせの利用はあるものの、うち1室は飲食業者の物置スペースとして使われており、本来の利用目的での利用となっていない。レストランとしての使用が難しいのであれば、例えば、休憩スペースを設けるなどし、利用者の満足度を高めるために有効活用すべきである。市の施設であるから、市も積極的に関与して有効活用の方策を検討すべきである。

(環境局)

(講じた措置)

【環境局】

リゾ鳴尾浜の4階スペースについては、平成25年度から「バーベ急便」との委託契約を締結し、屋外部分にバーベキューテラス席を設置しました。また、館内部分については、パーティースペースとしての貸出しを開始するなどレストラン部門の充実を図りました。今後もさらなる有効活用に努めてまいります。

第9 西宮都市管理株式会社

48 (意見)

報告書 126 頁

【9】(2)1. 計画どおりに貸付金の返済が行われるよう、引き続きモニタリングを継続すべき

平成23年度末における市から西宮都市管理に対する貸付金は990,000千円であり、平成24年度以降毎年30,000千円を返済する契約となっている。返済終了は平成57年3月(33年間)の予定であり、貸付の返済は長期間にわたる。

今のところ西宮都市管理は、平成21年度に策定された経営改善計画(案)の方針にそって各種取組を進めており、一定の安定的な経営に目処をつけはじめたところである。平成21年度から平成23年度の直近3か年では、空き店舗の解消を図るなどして売上高は増加傾向にあり、経費面については、リ・リース床使用料の超過負担の解消や、役員報酬の3割削減や人員削減等による人件費の大幅な削減により支出の削減を図り、損益は改善している。その結果、平成23年度は施設照明のLED化により追加的な費用負担があったにもかかわらず、営業損益は28,811千円(前年比176.3%)と大幅な改善が図られた。

これら各種取組に関して、所管課が月次の資金繰り状況の確認、集客促進会議に参加する等の取組を行うほか、議会においても決算状況等の報告を行うなどし、モニタリングを行っている。

貸付金の返済は今後も30年以上長期間にわたり、必ずしも安定的な経営が続くとは限らない。現に、経営検討委員会においても問題視されているとおり、当初予定されていた平成25年度末の「コープこうべ」への建設協力金376,000千円の一括返還について、現在の財務状況では対応は困難であるが、具体的な対応は定まっていない。市としては西宮都市管理の安定的な経営が図られるよう、他の株主等にも働きかけを行うことが必要である。

こうした経営に影響を与える重要な事項への対応を含め、引き続き継続的なモニタリングを実施することが必要である。

(産業文化局)

(講じた措置)

【産業文化局】

計画通りの返済が行われるよう、月次の資金繰り確認等経営状況のモニタリングを継続し、また、コープこうべに対する建設協力金の一括返済について、西宮都市管理の安定経営に資するため、同社の株主でもあるコープこうべに対し、分割返済に応じるよう求めてまいります。

【9】(2)2. 引き続き経営検討委員会の報告をもとに出した市の方針にそった対応を進めるべき

西宮都市管理の直近3か年の状況をみるに、経営は軌道に乗りつつある。経営検討委員会での提言を受け、大幅な人員整理や給与水準の見直し、テナント誘致や既存店舗の活性化に向けて各種取り組みを行っている成果であるが、引き続き、「今後、市は会社に対し新たな財政的支援を行わない。」「市からの借入につき、約定どおりの返済が困難となり、3年以内での返済調整見通しが立たない場合は、清算を視野に入れた法的整理等の検討を行う。」との経営検討委員会の報告をもとに出した市の方針にそった対応を進めるべきである。

また、さらに長期的な視点からは、市からの借入金の返済が終わった段階で、民間企業として効果的かつ効率的な経営を行うことができるよう、市の関与の度合いを引き下げるべきである。

(産業文化局)

(講じた措置)

【産業文化局】

「西宮都市管理(株)に関する今後の対応について(平成23年7月)」にありますように、新たな財政支援は行わない方針とし、約定どおりの返済が困難となり、3年以内での返済調整の見通しが立たない場合には、清算を視野に入れた法的整理等の検討を行います。

また、借入金の返済が終わった段階で市の関与の度合いを引き下げるには、具体的にどのような方法が効果的なのか、今後研究してまいります。

第10 西宮コミュニティ放送株式会社

50 (意見)

報告書132頁

【10】(2)1. 市からの援助条件の文書化を行うべき

西宮コミュニティ放送は資本金の大部分を設備投資に充当したことや、設立当初より営業赤字を計上し続けたことにより、平成14年度決算では累積損失が約89,000千円に達し、翌年には債務超過に陥る可能性が高くなった。

このような状況を受け、西宮コミュニティ放送は平成14年度に経営危機を打開すべく経営改善計画を策定するとともに、市への財政的支援の要請、具体的には当面の市からの短期借入と番組制作委託料の増額を求めている。それに対し、市は新規投資の中止や社員に賃金抑制等を条件に上記の要請に応じているが、当該条件について文書化がなされておらず、口頭でのみの伝達となっていた。

上記のように条件を付した援助を行う際は、事後的な経営責任等を明確にすべく、援助を実施する期間や条件について適切に文書化を行い、その内容について把握できるような体制を作るとともに、内容を変更する場合は市との十分な協議を行うことが必要であると考える。

(政策局)

(講じた措置)

【政策局】

市は、これまで筆頭株主として、また番組スポンサーとして会社に対し経営改善を指導してきたところでありますが、今後、経営責任の明確化のためにも、会社の経営支援に係る取決め事項については文書化を行なってまいります。

51 (意見)

報告書132頁

【10】(2)2. 実際の災害時の緊急放送を行うための体制を見直すべき

西宮コミュニティ放送は地震や台風などの緊急時に地域に密着した災害放送を行う機関として、設置されている外郭団体である。

現在、緊急時における放送は、市との協定により西宮コミュニティ放送がすべて無償で行うものとなっているが、大規模な地震災害等が発生した場合には、緊急放送が長期に渡る場合もあり、発生する費用も多額となる恐れがあると考えられる。近年は黒字を計上しているとはいえ、欠損金を多額に抱える西宮コミュニティ放送の経営状態を鑑みると、このような場合の費用を全額負担することの実行可能性に疑問が残る。

また、現在、放送設備はすべて西宮コミュニティ放送の所在地であるフレンテ西宮内

に設置されており、万一建物が倒壊するなどフレンテ西宮内に立ち入れなくなった場合や既存の放送設備が損壊した場合、代替装置がなく緊急放送は出来ない状況にある。

市は非常時の緊急放送を行うことを主な目的として支援していることから、実際に緊急放送を行うことができる設備や体制整備に向けて、会社側と協議していくべきである。

(政策局)

(講じた措置)

【政策局】

大規模災害等が発生し、長期にわたる緊急放送が生じた場合の費用負担につきましては、他の自治体の事例等を参考にしながら、会社の負担軽減の方策について会社と協議・検討してまいります。

また、災害等により既存の放送設備が損壊するなど緊急放送ができなくなった場合の対応につきましても今後、バックアップ体制の確保など会社と協議・検討してまいります。

5 2 (意見)

報告書 1 3 3 頁

【10】(2)3. 引き続き経営検討委員会の報告をもとに出した市の方針にそった対応を進めるべき

西宮コミュニティ放送は、経営検討委員会の答申に伴う市の方針に基づき、人件費等の内部経費の削減や新規顧客の開拓など民間事業者からの収入の拡大に取り組んでいる。また、難聴地域の解消と聴取者の拡大を図るために、サイマルラジオによるインターネット放送を開始するとともに、番組編成を見直し、購入番組を大幅に削減して地元密着型の番組を増加させるなど身近な放送局作りを進めている。

新規顧客の開拓では、イベント事業の企画運営や中継の受託など新規事業への参入とタイムテーブル広告の拡大などの営業に取り組んでいるが、従事者が少なく営業体制の脆弱さが伺える。今後は社員の業務配分の見直しなど組織全体で営業体制の強化を図り、民間広告収入の売上増加に努めるべきである。また、市は引き続き、新たな経営改善策に取り組んでいくよう管理・指導していくべきである。

(政策局)

(講じた措置)

【政策局】

本年4月以降、会社では社員の業務配分の見直しを行うなど組織全体で営業体制の強化を図り、民間広告収入の売上増加に努めております。

また、市は、第三セクター等経営検討委員会の答申に伴う市の方針に基づき、会社の経営改

善を進めるために、取締役会の積極的な開催を求めるなど、経営状況の把握に努めるとともに、経営手法について指導・助言を行っております。

【10】(2)4. さくらFMの周知率・利用率の向上を図るべき

さくらFMの周知率及び利用率に対する調査結果は次のとおりである。

<さくらFMの周知率・利用率の状況>			
	有効回収数(回収率)	周知率	利用率
平成16年度	2,049人(58.5%)	52.2%	5.8%
平成19年度	2,019人(57.7%)	59.5%	7.8%
平成22年度	2,142人(61.2%)	54.7%	7.2%

<調査方法>
 対象:各年度8月1日現在の住民基本台帳及び外国人登録原票に登録されている20歳以上の方で無作為抽出した3,500人の市民
 方法:調査票の郵送による配布・回収
 調査機関:各年度9月1日～9月30日

<用語の説明>
 周知率...市からのお知らせを「さくらFM」で放送していることを知っている人の割合
 利用率...「さくらFM」で放送の市からのお知らせを「聴く(利用する)、ときどき聴く(ときどき利用する)」と答えた人の割合

これによると、西宮市民の周知率は50%台で推移しており、利用率に至っては10%以下となっていることが分かる。このような状況は地元に着した情報を多くの市民に提供し、また緊急時に市民に効果的・効率的に情報を伝達するための放送媒体として、市が期待する役割を十分担える状況にないと思われる。

西宮コミュニティ放送は、平成24年度より番組編成を見直して、生放送や地元密着型の番組を増加させるなど身近な放送局作りを目指しているが、今後もリアルタイムな地域情報の提供や、市民参画型の番組制作を行う、他市コミュニティ放送の広告の方法などを参考にするなど、市は、会社に対し周知率・利用率の向上のための取組を引き続き行うよう指導していくべきである。

(政策局)

(講じた措置)

【政策局】

市は、さくらFMの周知率及び聴取率のアップに向けて、市政ニュースやホームページなど本市がもつあらゆる媒体を通じて、今後も番組案内など積極的に広報に努めてまいります。

また、市民意識調査や市政モニター調査の実施により、番組についての市民ニーズを把握

し、会社と協力しながらより魅力的な番組制作に努めてまいります。

【10】(2)5 . 正確な会計処理を行うことができる体制の強化を図るべき

固定資産台帳を確認したところ、平成14年度から17年度にかけての4年間、減価償却費が過少に計上されていたことが判明した。これにより、減価償却累計額が平成23年度末においても過少となっており、その結果、固定資産が過大に計上されている。あるべき固定資産計上額への修正を速やかに行うべきである。

また建物勘定に計上されている内装工事については、スタジオ2室を造作したもので、現在耐用年数は45年で償却されている。しかし電気、冷暖房設備工事などの付属設備については税務上耐用年数は15年程度とされているため、現場視察の結果も踏まえると内装工事に適用する耐用年数について、再度検討すべきである。

最終的な業務の成果が当期純利益等をもとに判断される株式会社においては、会社の経営成績や財政状態を正確に把握するためには、適切な財務諸表を作成することが必要不可欠である。西宮コミュニティ放送は会計に対する知識の蓄積や会計の専門家の関与を増やすなど適切な会計処理及び財務諸表の作成を行うことができるような体制の強化を図るとともに、市としてもそのような体制作りを今後指導していくべきである。

(政策局)

(講じた措置)

【政策局】

会社では、固定資産のうち建物勘定に計上されている内装工事の減価償却について、平成25年度より耐用年数を建物にあたる内装工事部分45年と、建物付属設備にあたる電気・空調設備工事部分15年とに分けて償却するよう見直しました。

また、より一層の適切な会計処理と財務諸表の作成を行うために、顧問税理士の採用を今年度内に行ないます。

市としましても適切な事務執行が行われるよう、指導してまいります。

第 1 1 西宮市シルバー人材センター

5 5 (意見)

報告書 1 3 9 頁

【1 1】(2) 1 . シルバー人材センターの運営に市がより積極的に関与すべき

シルバー人材センターに対しては毎年約 35 百万円の補助金が交付されている。このうち 20 百万円は高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づいて交付される事業補助等であるが、それ以外は役員及び事務局職員の人件費に充当されている。また、シルバー人材センターの受注金額の約 19%は西宮市から受託したものであり、指定管理業務を除く受託契約はすべて随意契約によるものである(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号によって随意契約が認められている)。さらに、市はシルバー人材センターの事業に使用する土地の一部を無償貸付している。

このような状況にある団体に対する所管課の指導監督状況に関する質問に対して、市民から寄せられる苦情について、事実確認を行った後、適正に対処するように助言しているとのことであった。

しかしながら、団体は西宮市の関与なしでは実質的に存続し得ない団体であることを考えると、苦情への対応や補助金の実績報告書を入手してその執行状況を確認するだけでなく、経営上の課題の監理など、団体の運営について所管課がより積極的に関与することが望まれる。(なお、平成 24 年 4 月の公益法人移行にあたって市職員がシルバー人材センターの理事に就任している)具体的には、以下のようなことが考えられる。

- ・シルバー人材センターに業務を発注する事業者に対する利用満足度の調査や、シルバー人材センターの業務に対するニーズ調査を目的としたアンケート調査の実施など、就業開拓につながる市場調査を促す
- ・事業の企画立案を十分に行なえる体制の整備に努める(事業を維持・拡大するのに必要な事業企画を行なうためには、人材の育成など、事務局の企画立案に係る体制を整備・強化する必要がある)

(産業文化局)

(講じた措置)

【産業文化局】

西宮市シルバー人材センターに対する市の関与につきましては、平成 24 年 4 月より市職員がセンターの理事に就任して団体の運営に関わるほか、所管課もセンター運営に関する助言を行なうなど積極的に関与しております。この中で、センター事業に対するニーズ調査の実施等について検討を進めております。

また、事務局の体制強化につきましては、業務配分を見直し企画立案部門の強化を図るなど

の取り組みに対して市から助言を行うなど、連携して体制の整備等に取り組んでいるところです。

56 (意見)

報告書 140 頁

【11】(2)2. 広田山荘の夜間開放のあり方を再検討すべき

平成 23 年度における広田山荘の各部屋別の利用状況は次のとおりである。午前中や午後も決して利用状況が良好であるとはいえないが、夜間の利用は極めて低調であるといわざるをえない。なお、施設の開館時間については、市との協定書等により取り決められているため、団体の判断による変更はできない。公園の中にあり、会議室と和室しかない施設を午後 10 時まで開放することの意義を改めて検討し、開放日数を限定するなどの対応を検討すべきである。

【部屋別の稼働率】

部屋	利用件数 (件)			稼働率		
	午前中	午後	夜間	午前中	午後	夜間
つつじ	134	212	47	37.6%	59.6%	13.2%
萩	89	166	30	25.0%	46.6%	8.4%
梅	139	204	37	39.0%	57.3%	10.4%
桜	122	215	64	34.3%	60.4%	18.0%
松	145	198	56	40.7%	55.6%	15.7%
竹	120	176	55	33.7%	49.4%	15.4%
菊	169	238	42	47.5%	66.9%	11.8%
蘭	195	230	27	54.8%	64.6%	7.6%
調理室	22	26	14	6.2%	7.3%	3.9%
合計	1,135	1,665	372	35.4%	52.0%	11.6%

平成23年度の稼働日数は356日

午前中 (9時から正午)、午後 (0時半から5時)、夜間 (5時半から10時)

(産業文化局)

(講じた措置)

【産業文化局】

平成 25 年度より公民館や市民館など、貸館機能を持つ施設の効果的かつ効率的な利用や適正配置を検討するための審議会を設置し、今後のあり方について検討しており、その答申を踏まえ、市として方針を決定してまいります。

57 (結果)

報告書 140 頁

【11】(2)3. リース資産の計上漏れについては修正すべき

団体は事務所建物をリースで使用しているが、当該リース物件はリース期間終了後にリース会社から団体に無償譲渡されることになっている。また、契約書上、リース期間を短縮した場合にもリース料を全額支払うこととされている。このようなスキームを全体としてみると、実質的にはシルバー人材センターが当該リース物件を購入したものと評価できるため、通常の売買取引に準じた会計処理を行うべきである（公益法人会計基準に関する実務指針（その2）リース会計 参照）。

具体的には、リース物件を資産計上するとともに、未払リース料を負債計上し、経済的耐用年数にわたって減価償却をおこなう必要がある。平成24年3月末時点におけるべき仕訳は次のとおりである。

【契約内容】

物件取得日：平成17年3月31日

契約金額（税込み）：18,375,000円

支払リース料：每期2,296,875円

リース料支払時期：平成17年4月28日を初回として、毎年4月末日

耐用年数：22年

借方		貸方	
リース資産	11,931,818円	リース債務	2,296,875円
		過年度損益修正益	9,634,943円

公益社団法人移行後は、経営成績や財政状態を正確に把握するために、より正確な会計処理が求められることから、市とも十分に協議し、より正確な財務諸表の作成に努められたい。

（産業文化局）

（講じた措置）

【産業文化局】

リース物件である作業所につきましては、リース期間満了後の平成25年4月1日に、団体に無償譲渡されたところです。今後、ご指摘を踏まえ、市、団体の監事、会計を監督する会計事務所と協議して、適切な会計処理に努めてまいります。

第 1 2 西宮市社会福祉協議会

5 8 (結果)

報告書 1 4 9 頁

【 1 2 】(2) 1 . 福社会館の敷地利用権の設定を早急に行うべき

福社会館は昭和 42 年に西宮市によって建設された。当初 3 階建てであったが、社会福祉協議会が昭和 44 年から 47 年にかけて 4 階部分を増築し、当該増築部分を所有している。しかしながら、西宮市と社会福祉協議会との間で福社会館の敷地の利用に関する手続がなんら行われておらず、社会福祉協議会は敷地を利用する法的根拠がないにもかかわらず建物の 4 階部分を所有している状態にある。西宮市からの貸与手続を履行するなど、敷地の利用を正当化する権利の設定を早急に行なうべきである。

(健康福祉局)

(講じた措置)

【健康福祉局】

ご指摘の点を踏まえ、社会福祉協議会と協議を行いました。

社会福祉協議会が所有する建物の 4 階部分に係る市所有の敷地利用について、敷地利用権の設定を早急に行ってまいります。

5 9 (結果)

報告書 1 4 9 頁

【 1 2 】(2) 2 . 福社会館の使用に係る経費を負担させるべき

社会福祉協議会は西宮市から福社会館の管理業務を受託しているが、社会福祉協議会自身も当該会館を使用している (1 階には社会福祉協議会の育成センター事業課が入居しており、4 階は社会福祉協議会が所有して地域福祉課の事務所として使用している)。そして、福社会館で発生する経費は社会福祉協議会が使用している部分も含めてすべて西宮市からの委託料で賄われており、社会福祉協議会の使用によって発生した部分については実質的な補助金となっている。面積按分等の合理的な基準により社会福祉協議会が負担すべき金額を明確化し、委託料から除外するべきである。

平成23年度決算における経費内訳 (単位:千円)

勘定科目	決算額	1階	1階	2階	3階	4階	わかば園
		育成C	こぐま園	西宮老人C	母子福祉C	地域福祉課	
収入							
市受託事業収入	13,982						
合計	13,982						
支出							
事務費支出							
消耗品費	24						×
光熱水費 電気	4,047						
ガス	768						
水道	1,227						
修繕料	182						×
役務費 電話使用料	33				×		
委託料	7,001						
使用賃借料	34	×	×		×	×	×
公課費	666						
合計	13,982						
当期資金収支差額	-						

1階(育成C)及び4階(地域福祉課)が社会福祉協議会の使用に係る部分
「」を付しているのは、委託料で経費を負担している部分

(健康福祉局)

(講じた措置)

【健康福祉局】

ご指摘の点を踏まえ、社会福祉協議会と協議を行いました。

面積按分等により社会福祉協議会が負担すべき金額を明確化し、社会福祉協議会が所有する4階部分の光熱水費等について管理業務に係る委託料から除外するなどの改善を図ってまいります。

60(意見)

報告書150頁

【12】(2)3. 非公募による指定管理事業の縮小を進めるべき

市では、留守家庭児童育成センターを運営する指定管理者を公募により選定することとしており、市内の40小学校区を平成19年度より順次公募しているが、一部のセンターについては社会福祉協議会が非公募で指定管理者となっている(市内56センターのうち38箇所)。市が掲げている方針にそって、引き続き順次公募の範囲を拡大することが必要である。

(健康福祉局)

(講じた措置)

【健康福祉局】

留守家庭児童育成センターにつきましては、「西宮市指定管理者制度運用指針」に基づき、民間事業者が持つノウハウを最大限に活用する機会を得るため、指定管理者の公募を実施してまいりました。平成 19 年度から 2 年毎に 4 施設ずつの公募を行い、これまでに 12 施設の選定を行っております。

この方法では全センターの公募が終了するまでに相当の期間を要することから、平成 25 年度以降は、毎年度 4～5 施設ずつ公募を実施することとし、公募対象施設の拡大を図ってまいります。

6 1 (意見)

報告書 1 5 0 頁

【1 2】(2) 4 . 領収書を団体名義で入手すべき

平成 23 年度の高齢者ふれあいいきいき活動推進事業の補助金実績報告書に添付されている領収書コピーの宛先が個人となっていた(11 千円)。理由について質問したところ、「通常は、団体名義で領収書を取ることにしているが、生活協同組合コープこうべにおいて、ぜんざいの材料を購入するに際し、少しでも経費を抑えるため会員割引が適用されるよう個人名(会員)で購入したため、個人名の領収書となったものです」との回答があった。補助金の執行状況に疑念をもたれることのないように、団体名義での領収書入手を徹底すべきである。

(健康福祉局)

(講じた措置)

【健康福祉局】

上記指摘を受け、社会福祉協議会の地区担当者より支部分区長及び会計担当者に対し、団体名義での領収書入手の徹底を呼びかけ改善を図りました。

第 1 3 西宮市社会福祉事業団

6 2 (意見)

報告書 1 5 6 頁

【1 3】(2) 1 . すこやかケア西宮のあり方を見直すべき

すこやかケア西宮は平成 9 年に設置された介護老人保健施設（以下、老健施設という）であり、社会福祉事業団が非公募で指定管理者となっている（ただし、利用料金収入と介護保険収入で運営されているため指定管理料の支払いはない）。設置当時は市内に同様の施設がなかったため、モデルケースとして市がこれを設置する意義が認められたものの、現在は同様の民間施設が市内に 10 箇所あり、市立施設としてこれを設置する必要性はない。

また、利用料金や介護報酬で運営費を賄うことが可能なこともあり、全国的にみると老健施設の約 9 割は医療法人や社会福祉法人などの民間事業者が設置主体となっている。国及び県の補助金を受けて設立されているため市の判断でただちに財産処分することが困難であるという事情はあるものの、例えば協議のうえ、現指定管理者である社会福祉事業団に無償で施設を貸与し、設置主体を変更するなど、施設のあり方を見直すべきである。

（健康福祉局）

（講じた措置）

【健康福祉局】

西宮市立介護老人保健施設すこやかケア西宮（以下、老人保健施設という。）のあり方を見直すべきであるというご指摘につきましては、財産処分、民間施設では受入困難な利用者の受け皿としての役割確保、設置主体変更後の採算性などの課題があり、直ちに直すことは困難ですが、今後も検討に努めてまいります。

6 3 (意見)

報告書 1 5 6 頁

【1 3】(2) 2 . 委託料精算調書に精算内容や精算金額を明記すべき

西宮市から受託した平成 23 年度地域包括支援センター運営事業について、瓦木地域包括支援センターで委託料の精算が発生している（850 千円）。その内容は、委託契約のなかで配置が求められる人員を配置できなかったことによる人件費の精算である（配置した職員が産休をとった 2 ヶ月の間、別の職員を配置できなかったもの）。

当該精算に当たって健康福祉局福祉部高齢福祉課では稟議決裁をとっているものの、回議用紙（稟議書）に添付されている平成 23 年度委託料精算報告書及びその根拠資料である平成 23 年度地域包括支援センター運営事業精算調書には当該精算内容や金額が記載されていなかった。市は事前の協議を通じて精算内容と金額を把握していたとのことで

あるが、精算根拠を明確化するため、精算調書には精算内容と金額を明記すべきである。
(健康福祉局)

(講じた措置)

【健康福祉局】

委託料精算調書に精算内容や精算金額を明記すべきであるとのこと指摘につきましては、平成 24 年度に同様の精算内容があり、平成 24 年度地域包括支援センター運営事業委託料精算調書に当該精算内容および金額を記載するよう指導のうえ実施し、改善を図りました。

6 4 (意見)

報告書 1 5 7 頁

【13】(2)3. 指定管理業務における再委託について事前の承認を行うべき

西宮市立介護老人保健施設指定管理者基本協定書第 5 条によると、指定管理者が業務の一部を第三者に再委託するには西宮市の承認を受けることが要求されている。しかしながら当該承認は再委託の前に行なうようにはなっていない(当該老人保健施設の管理運営においても警備や清掃業務が再委託されており、西宮市に対する報告は事後的におこなわれている)。

指定管理業務の遂行状況を所管課が適切に管理できるようにするために再委託について西宮市の承認を求めている趣旨からすれば、実際に再委託契約を締結する前の段階で再委託業務の内容や相手方、再委託金額などについて書面で西宮市の承認を受けるべきである。

(健康福祉局)

(講じた措置)

【健康福祉局】

西宮市立介護老人保健施設すこやかケア西宮(以下、老人保健施設という。)の指定管理業務における再委託について事前の承認を行うべきとのこと指摘につきましては、平成 25 年度より、老人保健施設が業務の再委託を行うに当たり、事前に業務仕様書等の提出を求め、その内容について西宮市が審査を行い、再委託の承認を行うよう改善を図りました。